

日本 第三百五十四條 配偶者アル者重テ婚ヲ爲シタル時ハ六月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以下五十圓以上ノ罰金ヲ附加ス	佛蘭西 第三百四十四條 未タ前婚ヲ解カサル中更ニ再婚ヲ爲シタル者ハ有期ノ徒刑ニ處ス	獨逸 第七十條 婚約ヲ認約シタル者未タ前婚ヲ解カズ又之ヲ廢棄セス又其婚約ノ法ニ適セサルコト出訴セサル以前後婚ヲ認約シタル者又婚ヲ結ハシタル人ト知リテ故ラニ其八ト契約シタル者ハ五年ヨリ不長徒刑ニ處ス	埃及 第三百九十一條 凡本夫若クハ本妻アリテ更ニ餘人ト婚姻スル者ハ縱ヒ外國ニ在テ犯スモ罪ニ坐シ五年ヨリ七年ニ止ル徒罪ニ止ル入獄ニ處シ若ハ苦役ヲ加フ	伊太利 第三百九十一條 凡本夫若クハ本妻アリテ更ニ餘人ト婚姻スル者ハ縱ヒ外國ニ在テ犯スモ罪ニ坐シ五年ヨリ七年ニ止ル徒罪ニ止ル入獄ニ處シ若ハ苦役ヲ加フ	白耳義 第三百九十一條 凡本夫若クハ本妻アリテ更ニ餘人ト婚姻スル者ハ縱ヒ外國ニ在テ犯スモ罪ニ坐シ五年ヨリ七年ニ止ル徒罪ニ止ル入獄ニ處シ若ハ苦役ヲ加フ	英吉利 第三百九十一條 凡本夫若クハ本妻アリテ更ニ餘人ト婚姻スル者ハ縱ヒ外國ニ在テ犯スモ罪ニ坐シ五年ヨリ七年ニ止ル徒罪ニ止ル入獄ニ處シ若ハ苦役ヲ加フ	魯西亞 第三百九十一條 凡本夫若クハ本妻アリテ更ニ餘人ト婚姻スル者ハ縱ヒ外國ニ在テ犯スモ罪ニ坐シ五年ヨリ七年ニ止ル徒罪ニ止ル入獄ニ處シ若ハ苦役ヲ加フ	瑞典 第三百九十一條 凡本夫若クハ本妻アリテ更ニ餘人ト婚姻スル者ハ縱ヒ外國ニ在テ犯スモ罪ニ坐シ五年ヨリ七年ニ止ル徒罪ニ止ル入獄ニ處シ若ハ苦役ヲ加フ	印度 第三百九十一條 凡本夫若クハ本妻アリテ更ニ餘人ト婚姻スル者ハ縱ヒ外國ニ在テ犯スモ罪ニ坐シ五年ヨリ七年ニ止ル徒罪ニ止ル入獄ニ處シ若ハ苦役ヲ加フ	清 第三百九十一條 凡本夫若クハ本妻アリテ更ニ餘人ト婚姻スル者ハ縱ヒ外國ニ在テ犯スモ罪ニ坐シ五年ヨリ七年ニ止ル徒罪ニ止ル入獄ニ處シ若ハ苦役ヲ加フ
--	---	--	---	--	--	--	--	---	---	--

五百九十八

獨逸 第三百五十四條 配偶者アル者重テ婚ヲ爲シタル時ハ六月以上二年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以下五十圓以上ノ罰金ヲ附加ス	英吉利 第三百四十四條 未タ前婚ヲ解カサル中更ニ再婚ヲ爲シタル者ハ有期ノ徒刑ニ處ス	瑞典 第七十條 婚約ヲ認約シタル者未タ前婚ヲ解カズ又之ヲ廢棄セス又其婚約ノ法ニ適セサルコト出訴セサル以前後婚ヲ認約シタル者又婚ヲ結ハシタル人ト知リテ故ラニ其八ト契約シタル者ハ五年ヨリ不長徒刑ニ處ス	印度 第三百九十一條 凡本夫若クハ本妻アリテ更ニ餘人ト婚姻スル者ハ縱ヒ外國ニ在テ犯スモ罪ニ坐シ五年ヨリ七年ニ止ル徒罪ニ止ル入獄ニ處シ若ハ苦役ヲ加フ	清 第三百九十一條 凡本夫若クハ本妻アリテ更ニ餘人ト婚姻スル者ハ縱ヒ外國ニ在テ犯スモ罪ニ坐シ五年ヨリ七年ニ止ル徒罪ニ止ル入獄ニ處シ若ハ苦役ヲ加フ	普魯士 第三百九十一條 凡本夫若クハ本妻アリテ更ニ餘人ト婚姻スル者ハ縱ヒ外國ニ在テ犯スモ罪ニ坐シ五年ヨリ七年ニ止ル徒罪ニ止ル入獄ニ處シ若ハ苦役ヲ加フ	普魯士 第三百九十一條 凡本夫若クハ本妻アリテ更ニ餘人ト婚姻スル者ハ縱ヒ外國ニ在テ犯スモ罪ニ坐シ五年ヨリ七年ニ止ル徒罪ニ止ル入獄ニ處シ若ハ苦役ヲ加フ	埃地利 第三百九十一條 凡本夫若クハ本妻アリテ更ニ餘人ト婚姻スル者ハ縱ヒ外國ニ在テ犯スモ罪ニ坐シ五年ヨリ七年ニ止ル徒罪ニ止ル入獄ニ處シ若ハ苦役ヲ加フ	埃地利 第三百九十一條 凡本夫若クハ本妻アリテ更ニ餘人ト婚姻スル者ハ縱ヒ外國ニ在テ犯スモ罪ニ坐シ五年ヨリ七年ニ止ル徒罪ニ止ル入獄ニ處シ若ハ苦役ヲ加フ	埃地利 第三百九十一條 凡本夫若クハ本妻アリテ更ニ餘人ト婚姻スル者ハ縱ヒ外國ニ在テ犯スモ罪ニ坐シ五年ヨリ七年ニ止ル徒罪ニ止ル入獄ニ處シ若ハ苦役ヲ加フ	埃地利 第三百九十一條 凡本夫若クハ本妻アリテ更ニ餘人ト婚姻スル者ハ縱ヒ外國ニ在テ犯スモ罪ニ坐シ五年ヨリ七年ニ止ル徒罪ニ止ル入獄ニ處シ若ハ苦役ヲ加フ
--	---	--	---	--	--	--	--	--	--	--

五百九十九

日 本 佛 蘭 西 獨 逸 英 吉 利 魯 西 亞 瑞 典 印 度 清 普 魯 土 埃 地 利

Table of legal provisions for various countries including Japan, France, Germany, England, etc. Columns include country names and corresponding article numbers and descriptions.

Table of legal provisions for various countries including France, Germany, England, etc. Columns include country names and corresponding article numbers and descriptions.

獨逸十四	獨逸十五	獨逸十六	獨逸十七	埃及一	埃及二	白耳義一	白耳義二	白耳義三	白耳義四	白耳義五	白耳義六	白耳義七	白耳義八
親ノ支配ヲ受ケタル幼者ニ對シテ	爲スノ權アリ	ル時一方ヨリ訴出シタル時ハ他ノ一方ノ者ハ又ハ唯一方ノ者ヲ放免シ	時ハ裁判官ニテ雙方ノ者ヲ放免シ	金ノ言渡サシル可シ	十三條 持定ノ不善ヲ人ニ歸セ	ヲ許ス者ハ其告テ事ハ其附屬ノ長ニ報告スル者	文書ヲ以テ人ヲ官ニ認メテ事ヲ立ルヲ許ス可シ	文書ヲ以テ人ヲ官ニ認メテ事ヲ立ルヲ許ス可シ	スル者ハ尋常ノ法ニ依テ其罪ヲ確證シ立ルヲ許シ又認告ヲ被ル者モ其罪ノ否ナラザルニ依テ私事ヲトシ認告スルニ非ス	裁決ヲ爲ス迄認告ノ犯ヲ開ハス	第四四五 於テ原告被訴者五ニ理テ争ヒ或ハ認告ヲ作リ或ハ証スルニ依テ認告ヲ除ク	第四四五 於テ原告被訴者五ニ理テ争ヒ或ハ認告ヲ作リ或ハ証スルニ依テ認告ヲ除ク	第四四五 於テ原告被訴者五ニ理テ争ヒ或ハ認告ヲ作リ或ハ証スルニ依テ認告ヲ除ク
第九十條	第七條	第七條	第七條	第二百七	第二百七	第二百七	第二百七	第二百七	第二百七	第二百七	第二百七	第二百七	第二百七
シタルハ若シ認告ノ罪ヲ擧ゲタル本人並ニ夫又ハ父ヨリ其罪ヲ爲スノ權アリ	ハ其罪ヲ爲スノ權アリ	ハ其罪ヲ爲スノ權アリ	ハ其罪ヲ爲スノ權アリ	ハ其罪ヲ爲スノ權アリ	ハ其罪ヲ爲スノ權アリ	ハ其罪ヲ爲スノ權アリ	ハ其罪ヲ爲スノ權アリ	ハ其罪ヲ爲スノ權アリ	ハ其罪ヲ爲スノ權アリ	ハ其罪ヲ爲スノ權アリ	ハ其罪ヲ爲スノ權アリ	ハ其罪ヲ爲スノ權アリ	ハ其罪ヲ爲スノ權アリ

英吉利二	印度一	普魯士二	埃及三	白耳義四	白耳義五	白耳義六	白耳義七	白耳義八	白耳義九
打替罪ヲ除免ス	因リ已レノ構造ニ出テ或ハ已レノ許諾ヲ與ヘ之ヲ流傳シ而シテ衆聞ニ達セシ書類又ハ此ノ如キ書狀ヲ以テ某人ヲ誹謗スル者	刑終身流刑クハ七年以上ノ入獄ニ當ル時ハ七年止ル各罪ノ入獄及ヒ賍金ニ處ス可シ	ノ過分ニ關スル間ハ懸告ニ就テノ吟味及ヒ其判決ヲ秘匿ス可シ	ノ過分ニ關スル間ハ懸告ニ就テノ吟味及ヒ其判決ヲ秘匿ス可シ	ノ過分ニ關スル間ハ懸告ニ就テノ吟味及ヒ其判決ヲ秘匿ス可シ	ノ過分ニ關スル間ハ懸告ニ就テノ吟味及ヒ其判決ヲ秘匿ス可シ	ノ過分ニ關スル間ハ懸告ニ就テノ吟味及ヒ其判決ヲ秘匿ス可シ	ノ過分ニ關スル間ハ懸告ニ就テノ吟味及ヒ其判決ヲ秘匿ス可シ	ノ過分ニ關スル間ハ懸告ニ就テノ吟味及ヒ其判決ヲ秘匿ス可シ
第八條	第九十條	第九十條	第九十條	第九十條	第九十條	第九十條	第九十條	第九十條	第九十條
ハ其罪ヲ爲スノ權アリ	ハ其罪ヲ爲スノ權アリ	ハ其罪ヲ爲スノ權アリ	ハ其罪ヲ爲スノ權アリ	ハ其罪ヲ爲スノ權アリ	ハ其罪ヲ爲スノ權アリ	ハ其罪ヲ爲スノ權アリ	ハ其罪ヲ爲スノ權アリ	ハ其罪ヲ爲スノ權アリ	ハ其罪ヲ爲スノ權アリ

Table with 13 columns and 13 rows, containing legal details for various countries like Japan, France, Germany, etc.

Table with 13 columns and 13 rows, containing legal details for various countries like India, etc.

清	三	果ヲ食之路 費ヲ備償シ 田宅ヲ取贖 スヘキ無ク 亦財産ノ斷 付スル無キ 者ハ止テ其 罪ヲ科ス 其罪ヲ科ス ノ人詐冒不 實反テ犯人 ヲ誣スル者 ハ亦誣スル 所ノ罪ニ抵 シ犯人ハ止 タ本罪ニ反 坐ス 若シ二事以 上ヲ告ルニ 重事ハ實ヲ 告ケ輕事ハ 處ヲ招シ及 ヒ數事罪等 ナルヲハ但 一車實ヲ告 ルハ皆罪ヲ 免ス 若シ二事以 上ヲ告ルニ テ未タ決 セサル者ハ 杖一百流三 千里ニ止 論ス 若シ獄囚已 ニ招テ罪ニ 伏シ本冤狂 無シテ囚ノ 親屬妄訴ス ル者ハ囚ノ 罪ニ三等ヲ 減ス杖一百 ニ止ル若シ 囚已ニ決配 シテ而テ自 ニ冤狂ヲ訴 シ原問ノ官 吏ヲ誣指ス ル者ハ誣ス ル所ノ罪ニ 三等ヲ加フ 罪杖一百流 三千里ニ止 ル
清	四	ルハ皆罪ヲ 免ス 若シ二事以 上ヲ告ルニ テ未タ決 セサル者ハ 杖一百流三 千里ニ止 論ス 若シ獄囚已 ニ招テ罪ニ 伏シ本冤狂 無シテ囚ノ 親屬妄訴ス ル者ハ囚ノ 罪ニ三等ヲ 減ス杖一百 ニ止ル若シ 囚已ニ決配 シテ而テ自 ニ冤狂ヲ訴 シ原問ノ官 吏ヲ誣指ス ル者ハ誣ス ル所ノ罪ニ 三等ヲ加フ 罪杖一百流 三千里ニ止 ル
清	五	亦之ノ如シ 若シ反坐及 ヒ加罪輕キ 者ハ上書作 不實ニ從テ 論ス 若シ獄囚已 ニ招テ罪ニ 伏シ本冤狂 無シテ囚ノ 親屬妄訴ス ル者ハ囚ノ 罪ニ三等ヲ 減ス杖一百 ニ止ル若シ 囚已ニ決配 シテ而テ自 ニ冤狂ヲ訴 シ原問ノ官 吏ヲ誣指ス ル者ハ誣ス ル所ノ罪ニ 三等ヲ加フ 罪杖一百流 三千里ニ止 ル
清	六	
清	七	

日本	佛蘭西	獨逸	埃及	伊太利	白耳義	英吉利	魯西亞	瑞典	印度	度清	普魯士	埃地利
第三百五十八條 惡事醜行ヲ 摘發シテ人 ヲ誹毀シタ ル者ハ事實 ノ有無ヲ問 ハス左ノ例 ニ照シテ處 斷ス 一公然ノ演 說ヲ以テ 人ヲ誹毀 シタル者 ハ十一月 以上三月 以下ノ重 禁錮ニ處 シ三圓以 上三十圓 以下ノ罰 金ヲ附加 ス 二書類畫圖 ヲ公布シ	附錄 第二百條 公然又ハ書 誣類ヲ以テ 爲シタル誣 告ニ依リ處 刑セラレタ ル時ハ審ヲ 蒙リタル者 ニ刑名宣告 ヲ犯人ノ 費用ヲ以テ 公訴スルコ ト許ス可シ 但シ公告ノ 方法並ニ其 時間等ハ宣 告書ヲ以テ 定ム可シ 若シ新聞紙 又ハ定期新 聞紙(定期 トハ二週目 トハ二週目 ニ一回又十 五日ニ一回 ケニ頒布セ	第三百六十條 九條 何人ニ限ラ ズ官許ヲ得 シテ印刷 局ヲ開キシ 者ハ埃及ノ 貨幣五十 「リオン」 ノ罰金ヲ言 渡サレ且其 印刷局ヲ閉 ツ可キノ言 ヲ許ス可シ 但シ公告ノ 方法並ニ其 時間等ハ宣 告書ヲ以テ 定ム可シ 若シ新聞紙 又ハ定期新 聞紙(定期 トハ二週目 トハ二週目 ニ一回又十 五日ニ一回 ケニ頒布セ	第三百六十條 九條 何人ニ限ラ ズ官許ヲ得 シテ印刷 局ヲ開キシ 者ハ埃及ノ 貨幣五十 「リオン」 ノ罰金ヲ言 渡サレ且其 印刷局ヲ閉 ツ可キノ言 ヲ許ス可シ 但シ公告ノ 方法並ニ其 時間等ハ宣 告書ヲ以テ 定ム可シ 若シ新聞紙 又ハ定期新 聞紙(定期 トハ二週目 トハ二週目 ニ一回又十 五日ニ一回 ケニ頒布セ	第三百六十條 九條 何人ニ限ラ ズ官許ヲ得 シテ印刷 局ヲ開キシ 者ハ埃及ノ 貨幣五十 「リオン」 ノ罰金ヲ言 渡サレ且其 印刷局ヲ閉 ツ可キノ言 ヲ許ス可シ 但シ公告ノ 方法並ニ其 時間等ハ宣 告書ヲ以テ 定ム可シ 若シ新聞紙 又ハ定期新 聞紙(定期 トハ二週目 トハ二週目 ニ一回又十 五日ニ一回 ケニ頒布セ	第四百四十四條 凡左ノ犯者 ハ八月ヨリ 一年ニ至ル 獄ニ處シ二 十六トテ シクヨリ 三百トテ シクニ至 ル罰金ヲ命 ズ可シ 集會ノ席若 クハ衆人中 ニ毀ル者 假令公所ニ 非サルモ衆 人集會ノ地 ニ於テ毀ル 者 其他何ノ地 タルヲ問ハ ズ毀ラルハ ス毀ラルハ 者及ヒ目擊 セル者アル 等ノ事件ヲ	凡左ノ犯者 ハ八月ヨリ 一年ニ至ル 獄ニ處シ二 十六トテ シクヨリ 三百トテ シクニ至 ル罰金ヲ命 ズ可シ 集會ノ席若 クハ衆人中 ニ毀ル者 假令公所ニ 非サルモ衆 人集會ノ地 ニ於テ毀ル 者 其他何ノ地 タルヲ問ハ ズ毀ラルハ ス毀ラルハ 者及ヒ目擊 セル者アル 等ノ事件ヲ	凡左ノ犯者 ハ八月ヨリ 一年ニ至ル 獄ニ處シ二 十六トテ シクヨリ 三百トテ シクニ至 ル罰金ヲ命 ズ可シ 集會ノ席若 クハ衆人中 ニ毀ル者 假令公所ニ 非サルモ衆 人集會ノ地 ニ於テ毀ル 者 其他何ノ地 タルヲ問ハ ズ毀ラルハ ス毀ラルハ 者及ヒ目擊 セル者アル 等ノ事件ヲ	凡左ノ犯者 ハ八月ヨリ 一年ニ至ル 獄ニ處シ二 十六トテ シクヨリ 三百トテ シクニ至 ル罰金ヲ命 ズ可シ 集會ノ席若 クハ衆人中 ニ毀ル者 假令公所ニ 非サルモ衆 人集會ノ地 ニ於テ毀ル 者 其他何ノ地 タルヲ問ハ ズ毀ラルハ ス毀ラルハ 者及ヒ目擊 セル者アル 等ノ事件ヲ	凡左ノ犯者 ハ八月ヨリ 一年ニ至ル 獄ニ處シ二 十六トテ シクヨリ 三百トテ シクニ至 ル罰金ヲ命 ズ可シ 集會ノ席若 クハ衆人中 ニ毀ル者 假令公所ニ 非サルモ衆 人集會ノ地 ニ於テ毀ル 者 其他何ノ地 タルヲ問ハ ズ毀ラルハ ス毀ラルハ 者及ヒ目擊 セル者アル 等ノ事件ヲ	凡左ノ犯者 ハ八月ヨリ 一年ニ至ル 獄ニ處シ二 十六トテ シクヨリ 三百トテ シクニ至 ル罰金ヲ命 ズ可シ 集會ノ席若 クハ衆人中 ニ毀ル者 假令公所ニ 非サルモ衆 人集會ノ地 ニ於テ毀ル 者 其他何ノ地 タルヲ問ハ ズ毀ラルハ ス毀ラルハ 者及ヒ目擊 セル者アル 等ノ事件ヲ	凡左ノ犯者 ハ八月ヨリ 一年ニ至ル 獄ニ處シ二 十六トテ シクヨリ 三百トテ シクニ至 ル罰金ヲ命 ズ可シ 集會ノ席若 クハ衆人中 ニ毀ル者 假令公所ニ 非サルモ衆 人集會ノ地 ニ於テ毀ル 者 其他何ノ地 タルヲ問ハ ズ毀ラルハ ス毀ラルハ 者及ヒ目擊 セル者アル 等ノ事件ヲ	凡左ノ犯者 ハ八月ヨリ 一年ニ至ル 獄ニ處シ二 十六トテ シクヨリ 三百トテ シクニ至 ル罰金ヲ命 ズ可シ 集會ノ席若 クハ衆人中 ニ毀ル者 假令公所ニ 非サルモ衆 人集會ノ地 ニ於テ毀ル 者 其他何ノ地 タルヲ問ハ ズ毀ラルハ ス毀ラルハ 者及ヒ目擊 セル者アル 等ノ事件ヲ

日本二	又ハ雜劇 偶傑ヲ作 爲シテハ ヲ誹毀シ タル者ハ 十五日以 上六月以 下ノ重禁 細ニ處シ 五圓以上 五十圓以 下ノ罰金 ヲ附加ス	獨逸二	トカ期ヲ定 メテ出版ス ル新聞紙ヲ 誹毀シ タル者ハ 十五日以 上六月以 下ノ重禁 細ニ處シ 五圓以上 五十圓以 下ノ罰金 ヲ附加ス	埃及三	シメシ者ハ 刷シ或ハ印 刷セシメ或 ハ之ヲ公ケ タル者ハ 因リ得テ刑 罰ヲ受ケシ ム可キ事柄 人ハ其罪ヲ 前條ノ刑ヲ 適用ス可キ ル者	埃及四	シメシ者ハ 刷シ或ハ印 刷セシメ或 ハ之ヲ公ケ タル者ハ 因リ得テ刑 罰ヲ受ケシ ム可キ事柄 人ハ其罪ヲ 前條ノ刑ヲ 適用ス可キ ル者	埃及五	シメシ者ハ 刷シ或ハ印 刷セシメ或 ハ之ヲ公ケ タル者ハ 因リ得テ刑 罰ヲ受ケシ ム可キ事柄 人ハ其罪ヲ 前條ノ刑ヲ 適用ス可キ ル者	埃及六	シメシ者ハ 刷シ或ハ印 刷セシメ或 ハ之ヲ公ケ タル者ハ 因リ得テ刑 罰ヲ受ケシ ム可キ事柄 人ハ其罪ヲ 前條ノ刑ヲ 適用ス可キ ル者	白耳義二	所ニテ毀ル 者 印書寫書或 ハ學識圖畫 類ヲ販賣若 クハ分配シ タル者ハ 命ス可ク或 ハ唯此一刑 ヲ科ス可シ ル者	白耳義三	起ス者モ非 ルヲ知テ故 ラニ公然ト 爲シテ人ニ 知ラス テ公然ト爲 シタル者ハ 命ス可ク或 ハ唯此一刑 ヲ科ス可シ ル者	英吉利二	起ス者モ非 ルヲ知テ故 ラニ公然ト 爲シテ人ニ 知ラス テ公然ト爲 シタル者ハ 命ス可ク或 ハ唯此一刑 ヲ科ス可シ ル者	英吉利三	起ス者モ非 ルヲ知テ故 ラニ公然ト 爲シテ人ニ 知ラス テ公然ト爲 シタル者ハ 命ス可ク或 ハ唯此一刑 ヲ科ス可シ ル者	英吉利四	起ス者モ非 ルヲ知テ故 ラニ公然ト 爲シテ人ニ 知ラス テ公然ト爲 シタル者ハ 命ス可ク或 ハ唯此一刑 ヲ科ス可シ ル者	英吉利五	起ス者モ非 ルヲ知テ故 ラニ公然ト 爲シテ人ニ 知ラス テ公然ト爲 シタル者ハ 命ス可ク或 ハ唯此一刑 ヲ科ス可シ ル者
-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	--	------	---	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--

普魯士二	傳布シタル 事實ノ確證 ヲ立ルハ總 テ刑事裁判 ノ證據法ニ 依ル可シ然 レモ其證據 人ヲ立ルヲ 許可ス可キ モノ若シ被 告人其認定 セラレシ事 實ノ證據ヲ 取ルコト願 出テ然ル後 裁判官若シ 証人ヲ出 シタルニ於 テハ事實ノ 確證ニ因リ 被罪者ノ罪 科ヲ全ク免 除ス可キ歟 或ハ輕減ス 可キ歟ヲ見	普魯士三	込タル時ナ ル可シ 若シ他人ニ 歸負セシメ テ刑事裁判 ノ證據法ニ 依ル可シ然 レモ其證據 人ヲ立ルヲ 許可ス可キ モノ若シ被 告人其認定 セラレシ事 實ノ證據ヲ 取ルコト願 出テ然ル後 裁判官若シ 証人ヲ出 シタルニ於 テハ事實ノ 確證ニ因リ 被罪者ノ罪 科ヲ全ク免 除ス可キ歟 或ハ輕減ス 可キ歟ヲ見	普魯士四	シテ判然明 ナルトハ假 令其事實ノ 確證ヲ立ル モ凌辱ノ罪 犯タルヲ免 レ得可ラス 九條 凡主張シ或 ハ傳布セシ 事實ハ即チ 犯罪ノ所爲 ニシテ之ヲ 本屬ノ裁判 所ニ出訴シ タルトハ其 糾彈ノ開始 ヲ決定スル カ或ハ已ニ 開始セシ糾 彈ノ終ニ至 ルノ間ハ證 據ニ就テノ 吟味及ヒ其	普魯士五	判決ヲ秘隱 ス可シ	埃及二	實ノ事件ヲ 以テ破廉耻 若クハ不品 行ノ所業ヲ 犯セリト認 罪シ之ヲ流 布世人ノ蔑 如輕蔑ヲ引 カシムル者 第四百八 十九條 有無ヲ問ハ ズ印刷書類 諸種圖畫或 ハ暗號ノ記 號ヲ以テ公 然某甲ノ榮 譽ヲ害シ或 ハ別ニ措ク 可ラサル要 件ニ非スシ テ他人ノ私 事若クハ家 事ヲ誹	埃及三	ヒテ流布ス ル者 第四百九 十條 後ノ場合及 シテ第四百 八十九條及 第九十條ノ 規定ニ依リ テ罰ス可キ 事	埃及四	總テ其處刑 ヲ免レ能ハ サルモノト ス故ニ右最 後ノ場合及 シテ第四百 八十九條及 第九十條ノ 規定ニ依リ テ罰ス可キ 事	埃及五	テ徵シ或ハ 否ラサルモ 充分證據ヲ 爲ル可キ事 ハ故意ヲ挾 メテシテ誹 謗スル者モ 亦齊ク榮譽 ヲ損傷スル ト爲ス	埃及六	定セシ唯大 凡幾如ス可 キ性質若ク ハ大抵流式 罪トシ一月 以上六月以 下ノ禁獄ト ス然レモ該 犯印刷書類 ノ誹謗ニ任 ニ係ルトハ 之ヲ輕罪ト シ六月以上 一年以下禁 獄ニ處ス可 シ	埃及七	四百九十二 條ニ據リ テ榮譽損傷 ノ大抵流式 罪トシ一月 以上六月以 下ノ禁獄ト ス然レモ該 犯印刷書類 ノ誹謗ニ任 ニ係ルトハ 之ヲ輕罪ト シ六月以上 一年以下禁 獄ニ處ス可 シ	埃及八	スル者皆然 ル	埃及九	二年十二 月十七日 ヲ出版スル ノ出版條 例第三十 四條ヲ以 テ廢止ニ テ廢止ニ テ廢止ニ テ廢止ニ	埃及十	人若クハ故 ラニ尊敬ヲ 表シ可キ者 ノ出版條 例第三十 四條ヲ以 テ廢止ニ テ廢止ニ テ廢止ニ
------	--	------	---	------	---	------	--------------	-----	---	-----	--	-----	---	-----	--	-----	--	-----	---	-----	------------	-----	---	-----	---

<p>無禮ヲ吐露 ヲ問ハスル 公然言行ニ 發シ暴辱ノ 所行ヲ爲ス 時其罪科尚 ホ未タ嚴刑 ニ稱レサル 際ハ之ヲ違 式罪トシ被 害者ノ出訴 ニ依テ三日 以上一月以 下ノ禁獄ニ 處ス可シ然 レモ其暴辱 ヲナスノ場 所特ニ謹慎 恭敬ス可キ 所ナルカ或 ハ其所業故 ラニ其族籍 若クハ某地 位ノ者一般 ニ係ルカ或 日以上一週</p>	<p>ハ宗教又ハ 某人種ニ係 ルトハ三月 以下ノ重禁 獄ニ處スル ヲアル可シ 第四百九 十七條</p>	<p>凡處刑ヲ服 シ了ヘ若ク ハ赦免セラ レシ者又ハ 刑事裁判所 ニ於テ吟味 ノ上無罪ニ 歸セシ者公 正ノ品行ヲ 保テシト輕 侮ス可キ爲 メ故ラニ處 罪ヲ爲ス者 被辱者告訴 スルハ違 式罪トシ一 日以上一週</p>	<p>以下禁獄ニ 處ス可シ</p>
--	---	---	-----------------------

<p>日本 第三百五 十九條 死者ヲ誹毀 シタル者ハ 誣罔ニ出タ ルニ非サレ ハ前條ノ例 ニ照シテ處 斷スルコトヲ 得ス</p>	<p>佛蘭西 獨逸 埃 及 伊太利 白耳義 英吉利 魯西亞 瑞 典 印 度 清 普魯士</p>	<p>埃地利 第四百九 十五條 然レモ凡第 四百八十七 條乃至第四 百九十四條 中ニ記載セ ル罪科ニ於 テハ其刑彈 及ヒ處刑正 唯被害者ノ 出訴ニ由テ ノミ然ルモ 七人ノ名冊 ニ係ル誹謗 ハ其骨肉親 屬夫婦間姪 父母後見ヲ 受ケシ者ニ 義親子配偶 者ノ姉妹及 ヒ姉妹ノ配 偶者七人ノ 追思ヲ保護</p>
--	---	---

竊盜ノ罪

日本	第三百六十六條	竊盜ノ罪	人ノ所有物ヲ窃取シタル者ハ竊盜トシテ三月以上四月以下ノ重禁錮ニ處ス
佛蘭西	第三百七十九條	竊盜ノ罪	己レニ屬スル物ヲ竊取シタル者ハ竊盜トシテ三月以上四月以下ノ重禁錮ニ處ス
獨逸	第二百四十二條	竊盜ノ罪	他人ノ財產ヲ不正ニ己レノ所有トシテ竊取シタル者ハ竊盜トシテ三月以上四月以下ノ重禁錮ニ處ス
埃及	第二百七十五條	竊盜ノ罪	他人ノ財產ヲ竊取シタル者ハ竊盜トシテ三月以上四月以下ノ重禁錮ニ處ス
伊太利	第四百零六條	竊盜ノ罪	他人ノ財產ヲ竊取シタル者ハ竊盜トシテ三月以上四月以下ノ重禁錮ニ處ス
白耳義	第四百零六條	竊盜ノ罪	他人ノ財產ヲ竊取シタル者ハ竊盜トシテ三月以上四月以下ノ重禁錮ニ處ス
英吉利	第四百零六條	竊盜ノ罪	他人ノ財產ヲ竊取シタル者ハ竊盜トシテ三月以上四月以下ノ重禁錮ニ處ス
魯西亞	第四百零六條	竊盜ノ罪	他人ノ財產ヲ竊取シタル者ハ竊盜トシテ三月以上四月以下ノ重禁錮ニ處ス
瑞典	第四百零六條	竊盜ノ罪	他人ノ財產ヲ竊取シタル者ハ竊盜トシテ三月以上四月以下ノ重禁錮ニ處ス
印度	第三百七十九條	竊盜ノ罪	他人ノ財產ヲ竊取シタル者ハ竊盜トシテ三月以上四月以下ノ重禁錮ニ處ス
清	第三百七十九條	竊盜ノ罪	他人ノ財產ヲ竊取シタル者ハ竊盜トシテ三月以上四月以下ノ重禁錮ニ處ス
普魯士	第三百七十九條	竊盜ノ罪	他人ノ財產ヲ竊取シタル者ハ竊盜トシテ三月以上四月以下ノ重禁錮ニ處ス
埃地利	第三百七十九條	竊盜ノ罪	他人ノ財產ヲ竊取シタル者ハ竊盜トシテ三月以上四月以下ノ重禁錮ニ處ス

佛蘭西	第三百六十六條	竊盜ノ罪	人ノ所有物ヲ窃取シタル者ハ竊盜トシテ三月以上四月以下ノ重禁錮ニ處ス
獨逸	第二百四十二條	竊盜ノ罪	他人ノ財產ヲ不正ニ己レノ所有トシテ竊取シタル者ハ竊盜トシテ三月以上四月以下ノ重禁錮ニ處ス
埃及	第二百七十五條	竊盜ノ罪	他人ノ財產ヲ竊取シタル者ハ竊盜トシテ三月以上四月以下ノ重禁錮ニ處ス
伊太利	第四百零六條	竊盜ノ罪	他人ノ財產ヲ竊取シタル者ハ竊盜トシテ三月以上四月以下ノ重禁錮ニ處ス
白耳義	第四百零六條	竊盜ノ罪	他人ノ財產ヲ竊取シタル者ハ竊盜トシテ三月以上四月以下ノ重禁錮ニ處ス
英吉利	第四百零六條	竊盜ノ罪	他人ノ財產ヲ竊取シタル者ハ竊盜トシテ三月以上四月以下ノ重禁錮ニ處ス
魯西亞	第四百零六條	竊盜ノ罪	他人ノ財產ヲ竊取シタル者ハ竊盜トシテ三月以上四月以下ノ重禁錮ニ處ス
瑞典	第四百零六條	竊盜ノ罪	他人ノ財產ヲ竊取シタル者ハ竊盜トシテ三月以上四月以下ノ重禁錮ニ處ス
印度	第三百七十九條	竊盜ノ罪	他人ノ財產ヲ竊取シタル者ハ竊盜トシテ三月以上四月以下ノ重禁錮ニ處ス
清	第三百七十九條	竊盜ノ罪	他人ノ財產ヲ竊取シタル者ハ竊盜トシテ三月以上四月以下ノ重禁錮ニ處ス
普魯士	第三百七十九條	竊盜ノ罪	他人ノ財產ヲ竊取シタル者ハ竊盜トシテ三月以上四月以下ノ重禁錮ニ處ス
埃地利	第三百七十九條	竊盜ノ罪	他人ノ財產ヲ竊取シタル者ハ竊盜トシテ三月以上四月以下ノ重禁錮ニ處ス

日本 第三百六十七條 水火震災其他ノ變ニ乘シテ竊盜ヲ犯シタル者ハ六月以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス	佛蘭西	獨逸	埃及	伊太利	白耳義	英吉利	魯西亞 第四百六十六條 水火災難ニ乘シテ竊盜犯罪人ハ初犯身體部位ノ特權全部剝奪及ヒ此刑法第三十一條第三等ニ依テ西比利住所ノ放流或ハ懲囚隊内ニ編入シ再犯ハ同上ノ罰ニ一 等ヲ重加シ三犯ハ族權全部剝奪及ヒ西比利所ニ放流ス	瑞典	印度	清	普魯士	埃地利
---	-----	----	----	-----	-----	-----	--	----	----	---	-----	-----

日本 第三百六十八條 門戶牆壁ヲ踰越損壞シ若クハ鎖鑰ヲ開キ邸宅倉庫ニ入り竊盜ヲ犯シタル者ハ亦前條ニ同シ	佛蘭西 第三百八十一條 （己ニ上文ニ詳ナリ故ニ此ニ要部ヲ摘載ス） 第四項家屋房舎ノ外部ヲ破壞或ハ鑿接偽鑰ヲ用ヒ或ハ官ノ衣服及ヒ命令僞用スル者ノ刑（第三百八十四條ニ曰有期徒刑）ニ處ス 第三百八十四條 第三百八十一條第四項ノ方法一箇ヲ以テ住居家屋ニ屬セ	獨逸	埃及	伊太利	白耳義 第三百八十七條 住居ニ屬セサルモ牆壁植籬編籬溝ヲ以テ繞圍セル外部ヲ破壞鑿接偽鑰ヲ用ヒタル盜犯ハ有期徒刑ニ處ス 第三百八十七條 盜罪ヲ犯ス爲メ土地ノ境界ヲ爲ス物ヲ除去シタル者ハ十五日ヨリ不 少三月ヨリ不多禁錮ニ處ス 第三百八十八條	英吉利	魯西亞 第二百十九條 寺院ノ堂室庫内ヨリ物品竊取スルハ寺物竊取トス假令寺院外ニアル寺庫ヨリ竊取スルト雖モ神聖ノ侮辱暴行ノ破壞ト合スルハ其罰ヲ增加ス 第二百二十一條 寺院ノ納室ヨリ聖物即チ聖盃聖體字架福音畫聖像聖骨畫聖器履坐靴机靴ヲ破壞	瑞典	印度	清	普魯士	埃地利
---	---	----	----	-----	--	-----	---	----	----	---	-----	-----

日本 第三百七 十二條	佛蘭西 獨逸	埃及 第二百八 十五條	伊太利	白耳義	英吉利	魯西亞	瑞典	印度 第三百七 十八條	清 第三百七 盜田野殺 麥條	普魯士 埃地利
田野ニ於テ 穀類草葉其 他ノ產物ヲ 竊取シタル 者ハ一月以 上一年以下 ノ重禁錮ニ 處ス		刈收ノ穀類 或ハ有益ノ 產物或ハ堆 積ノ穀物ヲ 盜ミタル者 ハ二十四時 間ヨリ不少 三月ヨリ不 多禁錮ニ處 ス 又夜間二人 以上右ノ盜 罪ヲ犯シ又 ハ一人ニテ 車或ハ獸類 ヲ用ヒ盜ミ タル時ハ其 禁錮ノ刑期 ヲ増シテ一 年ト爲ス 第二百八 十六條 未タ刈收セ						說明 第一 凡田野ノ殺 項物土地 麥葉及ヒ ニ附著ス 看守ナキ器 ルハ動物 物ヲ盜ム者 ニ非サル ハ並ニ罪ニ ヲ以テ盜 計リ竊盜ニ ノ關スル 准シテ論シ 所ニ非ラ 刺ヲ免ス ス然レモ 若シ山野ノ 其土地ヲ 柴草木石ノ 離ル、ヤ 類他人已ニ 盜ノ關ス 工力ヲ用ヒ ル所トナ 斫伐積聚セ ルヲ擅取者 亦之ノ如シ 同條說明 第二項土地 ヨリ物ヲ 離ス所以 ノ所爲ニ 因テ之ヲ 動カスハ 盜トス		

六百三十一

埃及 第二百 八十五條	伊太利	白耳義	英吉利	魯西亞	瑞典	印度	清	普魯士 埃地利
サレ殺斃或 ハ有益ノ產 物ヲ盜襲及 ヒ此類ノ物 ヲ用ヒ車及 ヒ獸類ヲ用 ヒ或ハ二人 以上ニテ盜 ミタル時ハ 八日ヨリ不 少三月ヨリ 不多禁錮ニ 處ス 又前文ニ記 ズル景狀ヲ ラシメテ犯 シタル時ハ 二十四時間 ヨリ不少一 週間ヨリ不 多禁錮ニ處 ス								

六百三十一

日本	第三百七十四條 牧場ニ於テ 牧畜ノ獸類 ヲ竊取シタ ル者ハ二月 以上二年以 下ノ重禁錮 ニ處ス
佛蘭西	
西獨逸	
埃及	
伊太利	
白耳義	
英吉利	凡馬牛羊豚 ヲ盜ム者ハ 五年ヨリ十 四年ニ至ル 徒罪或ハ二 年ニ過キサ ル入獄若ク ハ苦役陰牢 ヲ加フ
魯西亞	
瑞典	
印度	
清	盜馬牛畜 産餘 凡民間ノ馬 牛驢羴猪羊 雞犬鵝鴨ヲ 盜ム者ハ並 ニ計リテ 竊盜ヲ以テ 論ス若シ官 ノ畜産ヲ盜 ム者ハ常人 官物ヲ盜ム ヲ以テ論 ス 若シ馬牛ヲ 盜テ殺ス者 ハ杖一百徒 三年驢羴ハ 杖七十徒一 年半若シ賊 ヲ計リ本罪 ヨリ重キ者 ハ各盜罪ニ 一等ヲ加フ 附錄
普魯士	
奧地利	

六百三十四

清	計リ論ス三 匹以上ハ杖 一百流三千 里テ枷號三 個月近邊ニ ハ首從ヲ分 發シテ軍ニ 充ツ若シ自 己及ヒ他人 騎操ノ官馬 ヲ盜賣スル 者ハ枷號一 個月ニシテ 發落ス監ニ 三匹以上及 ヒ再犯ニ至 ル者ハ俱ニ 枷號ヲ免シ 近地方ニ發 附シテ軍ニ 充ツ
佛蘭西	
西獨逸	
埃及	
伊太利	
白耳義	
英吉利	
魯西亞	
瑞典	
印度	
清	凡御馬ヲ盜 ム者ハ問罪 シテ枷號三 個月近邊ニ ハ首從ヲ分 發シテ軍ニ 充ツ若シ自 己及ヒ他人 騎操ノ官馬 ヲ盜賣スル 者ハ枷號一 個月ニシテ 發落ス監ニ 三匹以上及 ヒ再犯ニ至 ル者ハ俱ニ 枷號ヲ免シ 近地方ニ發 附シテ軍ニ 充ツ
普魯士	
奧地利	

六百三十五

日本	佛蘭西	獨逸	埃及	伊太利	白耳義	英吉利	魯西亞	瑞典	印度	清	普魯士	奧地利
第三百七 十五條 此節ニ記載 シタル輕罪 ヲ犯サント シテ未ダ遂 ケサル者ハ 未遂犯罪ノ 例ニ照シテ 處斷ス			第二百九 十二條 盜罪ヲ犯サ ント試ミ爲 シタル者ハ 現ニ其罪ヲ 犯シタルト 同刑ニ處ス		第四百六 十六條 凡前數條 (四百六十 一條ヨリ四 百六十四條 ニ至ル)ノ 法ヲ犯サン トシテ成ラ サル者ハ八 日ヨリ三年 迄ノ獄ニ處 シ二十六 「フランク」 ヨリ三百フ ランク迄 ノ罰金ヲ命 ズ可シ							

日本	佛蘭西	獨逸	埃及	伊太利	白耳義	英吉利	魯西亞	瑞典	印度	清	普魯士	奧地利
第三百七 十六條 此節ニ記載 シタル罪ヲ 犯シ輕罪ノ 刑ニ處スル 者ハ六月以 上二年以下 ノ監視ニ付 ス			第二百九 十一條 此章ノ盜犯 ハ刑期ノ終 リシ後五年 或ハ十年間 監視ヲ受ケ シム但シ註 誤ハ此例ニ アラス		第四百六 十五條 凡前條(自 四百六十一 條至四百六 十四條)ノ 盜賊ハ本刑 ノ外第三十 三條ノ奪權 ニ處シ尙ホ 二年ヨリ五 年迄ノ警察 ヲ受ケシム ルアリ							

日本	第三百七 十七條 祖父母父母 夫妻子孫及 其配偶者 又ハ同居ノ 兄弟姊妹互 ニ其財物ヲ 竊取シタル 者ハ竊盜ヲ 以テ論スル ノ限ニ在ラ ス若シ他人 共ニ犯シテ 財物ヲ分チ タル者ハ竊 盜ヲ以テ論 ス	佛蘭西	第三百八 十條 夫婦互ニ其 物ヲ盜ミ又 ハ其配偶者 其亡偶者ノ 物ヲ盜ミ又 ハ子父母ノ 物ヲ盜ミ其 屬尊屬ノ物 ヲ盜ミ父母 子ノ物ヲ盜 ミ若シ他人 ノ物ヲ盜ミ 又ハ同居ノ 兄弟姊妹互 ニ盜ム時ハ 損失ノ價ヲ 爲ス可キノ ミトス 其他ノ者 物ノ全部又 ハ一部ヲ隱 藏シ又ハ已 ノ利益ト爲	獨逸	第二百七 十六條 夫婦父子孫 屬尊屬同居 ト否トヲ問 ハス相盜ム 時ハ其損失 ノ價ヲ爲ス ノミ 他人ノ之ヲ 助ケ又ハ贓 物ヲ隱匿シ 或ハ己ノ利 益ト爲シタ ル者ハ盜罪 ヲ犯スト爲 シ其刑ニ處 ス	埃及	第四百六 十二條 夫妻離縁ノ 亡配偶者ノ 物ヲ盜ム親 族相盜ムハ 刑ニ入ラス 償還ヲ爲サ シム 若外人干與 スルハ平常 律ニ依テ論 ス 第四百六 十三條 凡本章ニ載 スル事狀外 ノ盜犯ハ一 月ヨリ五年 迄ノ獄ニ處 シ二十六 「フランク」 ヨリ五百 「フランク」 迄ノ罰金ニ	伊太利	白耳義	英吉利	魯西亞	瑞典	印度	清	普魯士	埃地利
佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西		

六百三十八

佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西
佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西	佛蘭西

六百三十九

強盜ノ罪

日本	第三百七十八條	人ヲ脅迫シ又ハ暴行ヲ加ヘテ財物ヲ強取シタル者ハ強盜ノ罪ト爲シ輕懲役ニ處ス
佛蘭西	第三百八十二條	暴行ノ強盜ハ有期徒刑ニ處ス
獨逸	第二百四十九條	暴行ヲ以テ身體ヲ傷ズ可ク生利ヲ奪フ可ク脅迫シ他ノ動産ヲ故ナク已レノ所有トセシメテ強盜ニシテ強盜罪ト云徒刑ニ處ス
埃及	第三十一條	空閑寂寥ノ地ニ於テ兵刃ヲ以テ強盜ヲ爲スハ族權全部剝奪及七六年ヨリ不少入
伊太利	第六百二十七條	強盜ノ罪ハ若シ強盜ノ種類ヲ劫掠トシテ同居同族ノ人ノ生命ヲ危害スル者ハ強盜ノ罪ト爲シ
白耳義	第四百六十八條	強盜ノ罪ハ若シ強盜ノ種類ヲ劫掠トシテ同居同族ノ人ノ生命ヲ危害スル者ハ強盜ノ罪ト爲シ
英吉利	第二百七十七條	強盜ノ罪ハ若シ強盜ノ種類ヲ劫掠トシテ同居同族ノ人ノ生命ヲ危害スル者ハ強盜ノ罪ト爲シ
魯西亞	第二百七十七條	強盜ノ罪ハ若シ強盜ノ種類ヲ劫掠トシテ同居同族ノ人ノ生命ヲ危害スル者ハ強盜ノ罪ト爲シ
瑞典	第二百一十一條	強盜ノ罪ハ若シ強盜ノ種類ヲ劫掠トシテ同居同族ノ人ノ生命ヲ危害スル者ハ強盜ノ罪ト爲シ
印度	第三百九十二條	強盜ノ罪ハ若シ強盜ノ種類ヲ劫掠トシテ同居同族ノ人ノ生命ヲ危害スル者ハ強盜ノ罪ト爲シ
清	強盜條例第十二條	強盜ノ行劫ノ罪ハ若シ強盜ノ種類ヲ劫掠トシテ同居同族ノ人ノ生命ヲ危害スル者ハ強盜ノ罪ト爲シ
普魯士	強盜條例第十二條	強盜ノ行劫ノ罪ハ若シ強盜ノ種類ヲ劫掠トシテ同居同族ノ人ノ生命ヲ危害スル者ハ強盜ノ罪ト爲シ
奧地利	強盜條例第十二條	強盜ノ行劫ノ罪ハ若シ強盜ノ種類ヲ劫掠トシテ同居同族ノ人ノ生命ヲ危害スル者ハ強盜ノ罪ト爲シ

白耳義	第三百七十八條	人ヲ脅迫シ又ハ暴行ヲ加ヘテ財物ヲ強取シタル者ハ強盜ノ罪ト爲シ輕懲役ニ處ス
英吉利	第三百八十二條	暴行ノ強盜ハ有期徒刑ニ處ス
魯西亞	第二百四十九條	暴行ヲ以テ身體ヲ傷ズ可ク生利ヲ奪フ可ク脅迫シ他ノ動産ヲ故ナク已レノ所有トセシメテ強盜ニシテ強盜罪ト云徒刑ニ處ス
埃及	第三十一條	空閑寂寥ノ地ニ於テ兵刃ヲ以テ強盜ヲ爲スハ族權全部剝奪及七六年ヨリ不少入
伊太利	第六百二十七條	強盜ノ罪ハ若シ強盜ノ種類ヲ劫掠トシテ同居同族ノ人ノ生命ヲ危害スル者ハ強盜ノ罪ト爲シ
白耳義	第四百六十八條	強盜ノ罪ハ若シ強盜ノ種類ヲ劫掠トシテ同居同族ノ人ノ生命ヲ危害スル者ハ強盜ノ罪ト爲シ
英吉利	第二百七十七條	強盜ノ罪ハ若シ強盜ノ種類ヲ劫掠トシテ同居同族ノ人ノ生命ヲ危害スル者ハ強盜ノ罪ト爲シ
魯西亞	第二百七十七條	強盜ノ罪ハ若シ強盜ノ種類ヲ劫掠トシテ同居同族ノ人ノ生命ヲ危害スル者ハ強盜ノ罪ト爲シ
瑞典	第二百一十一條	強盜ノ罪ハ若シ強盜ノ種類ヲ劫掠トシテ同居同族ノ人ノ生命ヲ危害スル者ハ強盜ノ罪ト爲シ
印度	第三百九十二條	強盜ノ罪ハ若シ強盜ノ種類ヲ劫掠トシテ同居同族ノ人ノ生命ヲ危害スル者ハ強盜ノ罪ト爲シ
清	強盜條例第十二條	強盜ノ行劫ノ罪ハ若シ強盜ノ種類ヲ劫掠トシテ同居同族ノ人ノ生命ヲ危害スル者ハ強盜ノ罪ト爲シ
普魯士	強盜條例第十二條	強盜ノ行劫ノ罪ハ若シ強盜ノ種類ヲ劫掠トシテ同居同族ノ人ノ生命ヲ危害スル者ハ強盜ノ罪ト爲シ
奧地利	強盜條例第十二條	強盜ノ行劫ノ罪ハ若シ強盜ノ種類ヲ劫掠トシテ同居同族ノ人ノ生命ヲ危害スル者ハ強盜ノ罪ト爲シ

日本	佛蘭西	獨逸	埃及	伊太利	白耳義	英吉利	魯西亞	瑞典	印度	度清	普魯士	埃地利
第三百七十九條 強盜左記 一 條ニ記載 狀アル者ハ 一個毎ニ一 等ヲ加フ 一二人以上 共ニ犯シ タル時 二兇器ヲ携 帶シテ犯 シタル時	第三百八十三條 強盜左記 一 條ニ記載 狀アルハ五 年ヨリ短 刑ニ處ス 第一項 強 盜ノ首 人ニ上テ 道路ニ於テ 犯者無期徒 刑第三百八 十一條ニ記 セル五箇所 行中其一箇 (持兇器或 ハ二人以 上)ヲ道路 ニ於テ犯者 有期徒刑 其他ハ徒刑 場内ニ使役 ノ刑ニ處ス	第二百五十七條 強盜左記 一 條ニ記載 狀アルハ五 年ヨリ短 刑ニ處ス 第一項 強 盜ノ首 人ニ上テ 道路ニ於テ 犯者無期徒 刑第二項 ヲ携ヘタ ル時 以上ニテ 強盜ヲ犯 シタル時 第三 盜者 數人又ハ 一人露提 及ヒ隠藏 ノ兵器ヲ 携帶シタ ル時 第四 居住 家屋或ハ 空房等ノ 外部ヲ破 テ侵入シ テ強盜ヲ 行ハシメ	第二百五十八條 強盜左記 一 條ニ記載 狀アルハ五 年ヨリ短 刑ニ處ス 第一項 強 盜ノ首 人ニ上テ 道路ニ於テ 犯者無期徒 刑第二項 ヲ携ヘタ ル時 以上ニテ 強盜ヲ犯 シタル時 第三 盜者 數人又ハ 一人露提 及ヒ隠藏 ノ兵器ヲ 携帶シタ ル時 第四 居住 家屋或ハ 空房等ノ 外部ヲ破 テ侵入シ テ強盜ヲ 行ハシメ	第四百七 十一條 若クハ其附 屬ノ所ニ於 テ強盜ヲ行 ハシテ左 ノ五事ノ一 ヲ犯スル者 ハ十年ヨリ 十五年迄ノ 懲役ニ處ス 一 破毀超越 或ハ僞鍵 ヲ用ヒ強 盜ヲ行ハシ メタル者 二 官吏其職 ニ依テ強 盜ヲ行ハシ メタル者 三 賊或ハ賊 中ノ一人 強盜ヲ行ハ シタル者 四 官吏ノ表 記ヲ用ヒ	第四百七 十一條 若シ兇器ヲ 持シ或ハ二 三人連刺或 ハ八人強傷 人ニテ寺院 ニ侵入切奪 テ強盜ヲ行 ハスル者ハ 五年ヨリ終 身ニ至ル徒 刑ニ處ス 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ	第三百九 十一條 強盜ヲ行ヒ 及ヒ行ハシ テ試ミル者 五人以上又 右ニ種リ者 ト摩竊助勢 スル者トハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ	第三百九 十一條 強盜ヲ行ヒ 及ヒ行ハシ テ試ミル者 五人以上又 右ニ種リ者 ト摩竊助勢 スル者トハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ	第三百九 十一條 強盜ヲ行ヒ 及ヒ行ハシ テ試ミル者 五人以上又 右ニ種リ者 ト摩竊助勢 スル者トハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ	第三百九 十一條 強盜ヲ行ヒ 及ヒ行ハシ テ試ミル者 五人以上又 右ニ種リ者 ト摩竊助勢 スル者トハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ	第三百九 十一條 強盜ヲ行ヒ 及ヒ行ハシ テ試ミル者 五人以上又 右ニ種リ者 ト摩竊助勢 スル者トハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ	第四百三 十條 強盜ヲ行ヒ 及ヒ行ハシ テ試ミル者 五人以上又 右ニ種リ者 ト摩竊助勢 スル者トハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ	第四百三 十條 強盜ヲ行ヒ 及ヒ行ハシ テ試ミル者 五人以上又 右ニ種リ者 ト摩竊助勢 スル者トハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ
第四百 三十一條 強盜ヲ行ヒ 及ヒ行ハシ テ試ミル者 五人以上又 右ニ種リ者 ト摩竊助勢 スル者トハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ	第四百 三十一條 強盜ヲ行ヒ 及ヒ行ハシ テ試ミル者 五人以上又 右ニ種リ者 ト摩竊助勢 スル者トハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ	第四百 三十一條 強盜ヲ行ヒ 及ヒ行ハシ テ試ミル者 五人以上又 右ニ種リ者 ト摩竊助勢 スル者トハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ	第四百 三十一條 強盜ヲ行ヒ 及ヒ行ハシ テ試ミル者 五人以上又 右ニ種リ者 ト摩竊助勢 スル者トハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ	第四百 三十一條 強盜ヲ行ヒ 及ヒ行ハシ テ試ミル者 五人以上又 右ニ種リ者 ト摩竊助勢 スル者トハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ	第四百 三十一條 強盜ヲ行ヒ 及ヒ行ハシ テ試ミル者 五人以上又 右ニ種リ者 ト摩竊助勢 スル者トハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ	第四百 三十一條 強盜ヲ行ヒ 及ヒ行ハシ テ試ミル者 五人以上又 右ニ種リ者 ト摩竊助勢 スル者トハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ	第四百 三十一條 強盜ヲ行ヒ 及ヒ行ハシ テ試ミル者 五人以上又 右ニ種リ者 ト摩竊助勢 スル者トハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ	第四百 三十一條 強盜ヲ行ヒ 及ヒ行ハシ テ試ミル者 五人以上又 右ニ種リ者 ト摩竊助勢 スル者トハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ	第四百 三十一條 強盜ヲ行ヒ 及ヒ行ハシ テ試ミル者 五人以上又 右ニ種リ者 ト摩竊助勢 スル者トハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ	第四百 三十一條 強盜ヲ行ヒ 及ヒ行ハシ テ試ミル者 五人以上又 右ニ種リ者 ト摩竊助勢 スル者トハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ	第四百 三十一條 強盜ヲ行ヒ 及ヒ行ハシ テ試ミル者 五人以上又 右ニ種リ者 ト摩竊助勢 スル者トハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ	第四百 三十一條 強盜ヲ行ヒ 及ヒ行ハシ テ試ミル者 五人以上又 右ニ種リ者 ト摩竊助勢 スル者トハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ 強盜ヲ行ハ シタル者ハ 強盜ノ首 人ニ上テ

印度一	印度二	印度三	印度四	清	埃及	伊太利	白耳義	英吉利	魯西亞	瑞典	印度	度清	普魯士	埃地利
強盜者ヲハ 群盜持別器 重傷ヲ負ハ シメ又ハ殺ス 者ハ七年ヨ リ不少入獄 ニ處ス 第三百九 十八條 強盜若クハ 群盜ヲ行フ 者兇器ヲ持 スルハ七 年ヨリ不少 入獄ニ處ス 第四百條 刑罰頒布後 附錄 第三百九 十九條 以テ相結ヒ タル黨類ニ 屬スル者ハ 終身流若ク ハ十年ニ止	ル加害役人 獄且贖金ヲ 科ス 第四百二 條 刑罰頒布後 群盜ヲ行ハ シト集合ス ル五人以上 中ノ人ハ七 年ニ止ル加 害役人獄且 贖金ヲ科ス 新羅ニ發遣 シ官兵ニ給 シ奴ト爲ス	刑罰頒布後 群盜ヲ行ハ シト集合ス ル五人以上 中ノ人ハ七 年ニ止ル加 害役人獄且 贖金ヲ科ス 新羅ニ發遣 シ官兵ニ給 シ奴ト爲ス	刑罰頒布後 群盜ヲ行ハ シト集合ス ル五人以上 中ノ人ハ七 年ニ止ル加 害役人獄且 贖金ヲ科ス 新羅ニ發遣 シ官兵ニ給 シ奴ト爲ス	劫ヲ行フニ 次ニ至リ及 ヒ客船ニ行 劫シ財ヲ得 レハ斬ニ擬 シ立決ス其 外ニ在テ瞭 望シ財物ヲ 擄奪スル者 ハ死ヲ免シ 新羅ニ發遣 シ官兵ニ給 シ奴ト爲ス	強盜人ヲ殺 シタル者ハ 無期徒刑ニ 處シ死ニ致 シタル者ハ 死刑ニ處ス テ無期徒刑 ヲ無期徒刑 ニ減ス	強盜人ヲ殺 シタル者ハ 無期徒刑ニ 處シ死ニ致 シタル者ハ 死刑ニ處ス テ無期徒刑 ヲ無期徒刑 ニ減ス	強盜人ヲ殺 シタル者ハ 無期徒刑ニ 處シ死ニ致 シタル者ハ 死刑ニ處ス テ無期徒刑 ヲ無期徒刑 ニ減ス	強盜人ヲ殺 シタル者ハ 無期徒刑ニ 處シ死ニ致 シタル者ハ 死刑ニ處ス テ無期徒刑 ヲ無期徒刑 ニ減ス	強盜人ヲ殺 シタル者ハ 無期徒刑ニ 處シ死ニ致 シタル者ハ 死刑ニ處ス テ無期徒刑 ヲ無期徒刑 ニ減ス	強盜人ヲ殺 シタル者ハ 無期徒刑ニ 處シ死ニ致 シタル者ハ 死刑ニ處ス テ無期徒刑 ヲ無期徒刑 ニ減ス	強盜人ヲ殺 シタル者ハ 無期徒刑ニ 處シ死ニ致 シタル者ハ 死刑ニ處ス テ無期徒刑 ヲ無期徒刑 ニ減ス	強盜人ヲ殺 シタル者ハ 無期徒刑ニ 處シ死ニ致 シタル者ハ 死刑ニ處ス テ無期徒刑 ヲ無期徒刑 ニ減ス	強盜人ヲ殺 シタル者ハ 無期徒刑ニ 處シ死ニ致 シタル者ハ 死刑ニ處ス テ無期徒刑 ヲ無期徒刑 ニ減ス	強盜人ヲ殺 シタル者ハ 無期徒刑ニ 處シ死ニ致 シタル者ハ 死刑ニ處ス テ無期徒刑 ヲ無期徒刑 ニ減ス

日本	佛蘭西	獨逸	埃及	伊太利	白耳義	英吉利	魯西亞	瑞典	印度	度清	普魯士	埃地利		
強盜人ヲ殺 シタル者ハ 無期徒刑ニ 處シ死ニ致 シタル者ハ 死刑ニ處ス テ無期徒刑 ヲ無期徒刑 ニ減ス	強盜人ヲ殺 シタル者ハ 無期徒刑ニ 處シ死ニ致 シタル者ハ 死刑ニ處ス テ無期徒刑 ヲ無期徒刑 ニ減ス	強盜人ヲ殺 シタル者ハ 無期徒刑ニ 處シ死ニ致 シタル者ハ 死刑ニ處ス テ無期徒刑 ヲ無期徒刑 ニ減ス	強盜人ヲ殺 シタル者ハ 無期徒刑ニ 處シ死ニ致 シタル者ハ 死刑ニ處ス テ無期徒刑 ヲ無期徒刑 ニ減ス	強盜人ヲ殺 シタル者ハ 無期徒刑ニ 處シ死ニ致 シタル者ハ 死刑ニ處ス テ無期徒刑 ヲ無期徒刑 ニ減ス	強盜人ヲ殺 シタル者ハ 無期徒刑ニ 處シ死ニ致 シタル者ハ 死刑ニ處ス テ無期徒刑 ヲ無期徒刑 ニ減ス	強盜人ヲ殺 シタル者ハ 無期徒刑ニ 處シ死ニ致 シタル者ハ 死刑ニ處ス テ無期徒刑 ヲ無期徒刑 ニ減ス	強盜人ヲ殺 シタル者ハ 無期徒刑ニ 處シ死ニ致 シタル者ハ 死刑ニ處ス テ無期徒刑 ヲ無期徒刑 ニ減ス	強盜人ヲ殺 シタル者ハ 無期徒刑ニ 處シ死ニ致 シタル者ハ 死刑ニ處ス テ無期徒刑 ヲ無期徒刑 ニ減ス	強盜人ヲ殺 シタル者ハ 無期徒刑ニ 處シ死ニ致 シタル者ハ 死刑ニ處ス テ無期徒刑 ヲ無期徒刑 ニ減ス	強盜人ヲ殺 シタル者ハ 無期徒刑ニ 處シ死ニ致 シタル者ハ 死刑ニ處ス テ無期徒刑 ヲ無期徒刑 ニ減ス	強盜人ヲ殺 シタル者ハ 無期徒刑ニ 處シ死ニ致 シタル者ハ 死刑ニ處ス テ無期徒刑 ヲ無期徒刑 ニ減ス	強盜人ヲ殺 シタル者ハ 無期徒刑ニ 處シ死ニ致 シタル者ハ 死刑ニ處ス テ無期徒刑 ヲ無期徒刑 ニ減ス	強盜人ヲ殺 シタル者ハ 無期徒刑ニ 處シ死ニ致 シタル者ハ 死刑ニ處ス テ無期徒刑 ヲ無期徒刑 ニ減ス	強盜人ヲ殺 シタル者ハ 無期徒刑ニ 處シ死ニ致 シタル者ハ 死刑ニ處ス テ無期徒刑 ヲ無期徒刑 ニ減ス

獨逸二	ハ公權ヲ剝奪ス強盜勒索ニヨリ徒刑ニ處セラレタル者ハ	獨逸三	益トスル爲メ補助者ハ主トナシ左ノ種類及ヒ	獨逸四	タル時ハ寓夜中ノ人居	白耳義二	懲役ニ處ス	英吉利二	ヲ加フ	魯西亞二	ノ數ハニテ	魯西亞三	ニ處ス	印度二	強盜犯ハ十年ニ止ル加	印度三	第三百八十二條	印度四	五人以上ナ	清	折傷以上ニ
獨逸一	ハ公權ヲ剝奪ス強盜勒索ニヨリ徒刑ニ處セラレタル者ハ	獨逸三	益トスル爲メ補助者ハ主トナシ左ノ種類及ヒ	獨逸四	タル時ハ寓夜中ノ人居	白耳義二	懲役ニ處ス	英吉利二	ヲ加フ	魯西亞二	ノ數ハニテ	魯西亞三	ニ處ス	印度二	強盜犯ハ十年ニ止ル加	印度三	第三百八十二條	印度四	五人以上ナ	清	折傷以上ニ
獨逸一	ハ公權ヲ剝奪ス強盜勒索ニヨリ徒刑ニ處セラレタル者ハ	獨逸三	益トスル爲メ補助者ハ主トナシ左ノ種類及ヒ	獨逸四	タル時ハ寓夜中ノ人居	白耳義二	懲役ニ處ス	英吉利二	ヲ加フ	魯西亞二	ノ數ハニテ	魯西亞三	ニ處ス	印度二	強盜犯ハ十年ニ止ル加	印度三	第三百八十二條	印度四	五人以上ナ	清	折傷以上ニ

日本	第三百八十一條	強盜婦女ヲ強姦シタル者無期徒刑ニ處ス	佛蘭西		獨逸		埃及		伊太利		白耳義		英吉利	凡強盜謀殺強姦等ヲ犯サントシテ房屋櫥匣門窓等ヲ破壞侵入スル者ハ重罪即チ五年ヨリ終身ノ徒刑或ハ二年ノ入獄若クハ苦役陸軍ヲ加フ	魯西亞		瑞典		印度		清	強盜律第三項竊盜拒捕及殺傷スル者ハ皆斷囚チ茲スル者非亦之ノ如クス共犯助力セス及ヒ情ヲ知ラサル者ハ止竊盜ニ依テ論ス	普魯士		埃地利	
日本	第三百八十一條	強盜婦女ヲ強姦シタル者無期徒刑ニ處ス	佛蘭西		獨逸		埃及		伊太利		白耳義		英吉利	凡強盜謀殺強姦等ヲ犯サントシテ房屋櫥匣門窓等ヲ破壞侵入スル者ハ重罪即チ五年ヨリ終身ノ徒刑或ハ二年ノ入獄若クハ苦役陸軍ヲ加フ	魯西亞		瑞典		印度		清	強盜律第三項竊盜拒捕及殺傷スル者ハ皆斷囚チ茲スル者非亦之ノ如クス共犯助力セス及ヒ情ヲ知ラサル者ハ止竊盜ニ依テ論ス	普魯士		埃地利	
日本	第三百八十一條	強盜婦女ヲ強姦シタル者無期徒刑ニ處ス	佛蘭西		獨逸		埃及		伊太利		白耳義		英吉利	凡強盜謀殺強姦等ヲ犯サントシテ房屋櫥匣門窓等ヲ破壞侵入スル者ハ重罪即チ五年ヨリ終身ノ徒刑或ハ二年ノ入獄若クハ苦役陸軍ヲ加フ	魯西亞		瑞典		印度		清	強盜律第三項竊盜拒捕及殺傷スル者ハ皆斷囚チ茲スル者非亦之ノ如クス共犯助力セス及ヒ情ヲ知ラサル者ハ止竊盜ニ依テ論ス	普魯士		埃地利	

英吉利二	ル者ト雖モ 皆同シ 其辱罵等 等ノ暫時建 置シテ或ハ 自盡人ノ住 居スル家ト 雖也夜之ニ 住居セサル 者ハ此限ニ アラス 附録 凡夫婦共謀 シテ婦罪ヲ 犯スモ婦ハ 夫ニ聽從ス ル者ナレハ 夫ヲ罪ニ坐 シテ婦ハ坐 セス 其謀反大逆 及ヒ人命若 クハ竊類等 ハ此限ニア ラス	英吉利三	若シ婦夫ノ 衣物ヲ盜ム モ婦ハ罪ニ 坐セス 若シ婦姦夫 ノ爲メニ夫 ノ衣物ヲ盜 ミ付與スル ニ姦夫情ヲ 知テ受レハ 姦夫罪ニ坐 スル所ノ價 錢ヲ償還セ ント書スル 者ハ事主刑 厥師販賣者 各五十封度 ノ罪ニ處 ス	英吉利四	スル者アレ ハ發賣ヲ與 ヘ其所山ヲ 訊究捕獲ス ルヲ爲サス ト書シ若ク ハ典當骨董 舖等ノ北賍 ヲ復還スル 者ハ其收買 スル所ノ價 錢ヲ償還セ ント書スル 者ハ事主刑 厥師販賣者 各五十封度 ノ罪ニ處 ス
------	---	------	--	------	---

日本	第三百八 十二條 竊盜財ヲ得 テ其取遺ヲ 拒ク爲メ臨 時暴行脅迫 ヲ爲シタル 者ハ強盜ヲ 以テ論ス	佛蘭西		獨逸	第二百五 十二條 盜犯覺逐セ ラレ賊ヲ攫 得シカ爲メ 暴行又ハ生 命ニ懼ル危 害脅迫ヲ爲 シタルハ強 盜ト同シク 論ス	埃及		伊太利		白耳義	第四百二 十九條 凡盜賊拒捕 暴行恐喝ヲ 爲スモノハ 皆暴行恐喝 ヲ用ニル盜 ト稱ス	英吉利		魯西亞		瑞典		印度	第三百八 十二條 盜犯遊逃ヲ 覺シ盜物ヲ 保持スルニ 便ナル爲メ 人ヲ殺傷制 縛シ又ハ殺 傷制縛ヲ以 テ人ヲ威ス ノ設備ヲナ シテ盜ヲ犯 ス者ハ十年 ニ止ル加若 役入獄且贖 金ヲ科ス	清	強盜律 第四項 竊 盜車主ニ知 覺セラレ財 ヲ棄テ逃走 スルニ車主 人ヲ殺傷制 縛逐シ因テ 追逐スル者 拒捕スル者 律ニ依ル 附録 竊盜逃走ス ルニ車主追 捕シ足ヲ失 シテ自死シ 及ヒ財ヲ失 ヒ竊盜シテ 自盡スル者 如シ審スル ニ拒門ノ情 形ナク賍少 ク罪輕ク請 徒ニ至ラサ ル者ハ賊犯 ヲ以テ姦ニ	普魯士		埃地利	
----	---	-----	--	----	---	----	--	-----	--	-----	---	-----	--	-----	--	----	--	----	--	---	---	-----	--	-----	--

シ其他敢テ 其所有財産 ノ高ニ應セ サル過大ノ 賣價ヲ企ル 時 (ト) 負債 高已ニ所有 財産ノ數ヲ 超過スルヲ 知リナカラ 故ラニ物品 ヲ低價ニ賣 却シ或ハ債 主ニ損害ヲ 與フ可キ (假令未タ 詐僞ト爲ス 可ラスト雖 モ) 所業ヲ 以テ勉メテ 分産ヲ遲延 セント欲ス ル時 若シ商社ノ	一人分産ニ 及フ時ハ同 社中ニシテ 其負債ニ及 ハシメシ賣 ヲ辭シ能ハ サル者齊シ ク處刑ヲ受 ク可シ又破 産ヲ爲セシ 商人躬親ラ 事ヲ執ラサ リシ時ハ其 事務ヲ擔當 セシ代理人 ニモ亦此刑 ヲ加フ可 シ 破産ヲ爲セ シ商人更ニ 商業ノ許可 ヲ得シ爲メ 成規ノ資本 貯蓄ノ届ケ 中財産ノ眞	狀ヲ偽リ官 廳ヲ欺ク時 ハ本人ハ言 フニ及ハス 自他其目的 ヲ達ス可キ 爲メ偶テ其 財産所有ノ 數ヲ保證シ 或ハ一時金 圓財産ヲ貸 與シ假リニ 所有ノ高ヲ 飾成シ又ハ 該人ニ負債 ト爲シ若ク ハ貸金ヲ欺 匿シ爾他諸 様ノ方法ヲ 以テ其虛ヲ 修飾スル者 皆本輕罪共 犯ノ罪トシ 刑ス可シ	地地利十四	地地利十五	地地利十六
---	--	---	-------	-------	-------

日本 第三百八 十九條 家資分放ノ 際簿ノ類 ヲ藏匿毀棄 シ若クハ分 散決定ノ後 債主中ノ一 人又ハ數人 ニ其負債ヲ 私償シテ他 ノ債主ヲ害 シタル者ハ 一年以上二 年以下ノ重 禁錮ニ處ス	佛蘭西 獨逸 埃及 伊太利 白耳義 英吉利 魯西亞 瑞典 印度 清 普魯士 奧地利	第三百九 十三條 分放シタル 商人故ラニ 其簿冊ヲ隱 シ或ハ之ヲ 滅却シ又ハ 其財産ノ一 部ヲ隱シテ 債主ノ害ヲ 爲シタル時 又ハ其簿類 積蓄ニ因リ 或ハ口上ヲ 以テ詐認シ タルニ因リ 或ハ證書類 及ヒ辨明書 ヲ故ラ出サ ルニ因リ 其實ハ負フ トナキ債ヲ 負フタリト 自ラ詐認シ 或ハ人ヲシ
--	--	---

佛蘭西二	有スル金銀	佛蘭西三	多罰金ニ處	獨逸二	獨逸三	獨逸四	獨逸五	埃及二	白耳義二	白耳義三	魯西亞二	魯西亞三	魯西亞四	魯西亞五
助産義務ノ	又其犯人	シテ公債	シテ公債	シテ公債	シテ公債	シテ公債	シテ公債	シテ公債	シテ公債	シテ公債	シテ公債	シテ公債	シテ公債	シテ公債
手形約定書	ハ其刑ヲ受	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ
手形約定書	ハ其刑ヲ受	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ
手形約定書	ハ其刑ヲ受	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ	ケシヨリ

魯西亞六	魯西亞七	魯西亞八	魯西亞九	魯西亞十	魯西亞十一	魯西亞十二	魯西亞十三	瑞典二	印度一	印度二	印度三	印度四	印度五
七十條	比利住所ノ	第二若シ	審者或ハ	犯罪ノ三度	罰ハ裁判所	損失ヲ返償	之ヲ除ク	用シテ之ヲ	年ニ止ル各	年ニ止ル各	年ニ止ル各	年ニ止ル各	年ニ止ル各
禁制或ハ無	放流或ハ懲	囚隊内ノ編	入ニ處ス	ノ骨牌及ヒ	ノ第九百九	用シ又酒或	ハ毒ヲ遊	者ニ與ヘ又	ハ骨牌或ハ	體子ヲ配換	或ハ欺瞞シ	又ハ總テ勝	ヲ得シカ爲
メニ或ル他	テ一等ヲ重	加ス	第一若シ	ノ詐欺アル	ヲ證セラ	ル、者ハ身	休及ヒ族位	ニ屬シタル	特權全部ノ	剽奪及ヒ此	刑法第三十	一條ノ第五	等ニ依テ四

領セサル者 ヲ他人ニ損 害ヲ與ヘシ 爲メ故ラニ 没失毀損廢 滅シ或ハ質 造ノ紙幣若 クハ公債證 書類及ヒ貨 幣等其主犯 或ハ共犯者 トノ協同ニ 係ラスト雖 モ質造物ナ ルヲ知テ之 ヲ流通セシ ムル者 (ロ) 他人 ノ憑藉ナル ヲ利トシ眩 惑若クハ詐 稱ヲ用テ ヒテ該人若 クハ他人ノ 害ヲ生ゼシ クハ權利ヲ	ムル者 (ハ) 凡見 當リ物又ハ 誤テ已レニ 歸セシ者ヲ 故ラニ陰匿 シテ終ニ收 領セントセ シ者(但シ 本罪ハ自ラ 拾ヒ物秘收 ト同シカラ ス) (ホ) 凡博 奕骨牌ノ遊 技ニ於テ偽 賽及ヒ偽牌 ヲ用ヒシ者 於テ重罪ト 爲セシ如キ 甚シキ犯罪 ニアラサル モノハ之ヲ 違式罪トシ 同上ノ刑ニ 處ス(同上	害セント欲 シ又ハ他人 ヲ誑惑シテ (斯ニ於テ 若シ詐僞ヲ 用ヒサレハ ヲ處分ス可 シ 第四百六 十一條 監守盜及ヒ 詐僞モ亦第 百八十一條 中ノ偽計暴 悪危殆自負 テ之ヲ定ム	者ハ之ヲ違 式罪トシ該 刑法第二篇 中ノ本罪條 ヲ云フ) 例ニ從テ之 ヲ處分ス可 シ 第四百六 十二條 前條ノ罪科 處刑ノ長短 及ヒ其懲處 ハ本罪ノ品 行違式犯罪 中ノ偽計暴 悪危殆自負 テ之ヲ定ム	ノ刑トシ 週以上六月 以下ノ禁獄 ヲ云フ) 第四百六 十二條 前條ノ罪科 處刑ノ長短 及ヒ其懲處 ハ本罪ノ品 行違式犯罪 中ノ偽計暴 悪危殆自負 テ之ヲ定ム
--	---	---	--	---

日本 第三百九 十三條 他人ノ動産 不助産ヲ留 認シテ販賣 交換シ又ハ 抵當典物ト 爲シタル者 ハ詐欺取財 ヲ以テ論 ス 自己ノ不助 産ト雖モ已 ニ抵當典物 ト爲シタル ヲ欺隱シテ 他人ニ賣與 シ又ハ重子 テ抵當典物 ト爲シタル 者亦同シ	佛蘭西	獨逸	埃及	伊太利	白耳義	英吉利	魯西亞 第七百 五條 同一ノ不助 産ヲ二重ニ 質入シ又ハ 所有主ヨリ 緊要ノ委任 ヲ得スシテ 他ノ者ノ財 産ヲ質入ス ル者又考出 シタル財産 ヲ質入スル 者又ハ禁止 沒收或ハ後 見ノ下ニ在 ル自己ノ所 有物ヲ其禁 止沒收或ハ 後見ノ存ス ルヲ隱蔽シ テ以テ質入 スル者又ハ 窃取シタル 物品或ハ暴	瑞典	印度	清 田宅傳賣 凡盜賣換易 シ及ヒ月配 シ若クハ處 錢質契典質 シ及ヒ他人 ノ田宅ヲ侵 占スル者ハ 田一畝屋一 間以下答五 十田五畝屋 三間每二一 等ヲ加ヘ罪 杖八十徒二 年ニ止ル官 ニ係ル者ハ 各二等ヲ加 フ 若シ官民ノ 山場湖泊茶 園蕩廬及ヒ 金銀銅錫鐵 冶ヲ強占ス ル者ハ杖一	普魯士 填地利
--	-----	----	----	-----	-----	-----	---	----	----	--	------------

放火失火ノ罪

Table of laws regarding arson and fire accidents across various countries including Japan, France, Germany, and others. Columns include country names and specific legal articles.

Table of laws regarding arson and fire accidents across various countries including Japan, France, Germany, and others. Columns include country names and specific legal articles.

日本	第四百四條 火ヲ放テ廢屋及ヒ柴草肥料等ヲ貯フル屋舎ヲ燒燬シタル者ハ重懲役ニ處ス	佛蘭西	第三百八條 故ラニ家屋船船農舍鐵山倉庫公園ニ積集シタル物品耕作物材木薪木若シ其目的ト爲ス物件ニ直チニ火ヲ放テヌ之ト相接近スル物件ニ火ヲ放テ其目的タル物件ニ及ボシタル既ニ伐採シタル穀物ニ放火シタル時ハ其犯人前數條ニル時其物件他人ニ屬スルト又放火者ニ屬スル者ニ屬スルヲ問ハス放火ノ罪トナシ十年ヨリ長カラサル徒刑ニ處ス火ノ發セシ時其場所ニ居合セシ一	獨逸	第三百八條 故ラニ家屋船船農舍鐵山倉庫公園ニ積集シタル物品耕作物材木薪木若シ其目的ト爲ス物件ニ直チニ火ヲ放テヌ之ト相接近スル物件ニ火ヲ放テ其目的タル物件ニ及ボシタル既ニ伐採シタル穀物ニ放火シタル時ハ其犯人前數條ニル時其物件他人ニ屬スルト又放火者ニ屬スル者ニ屬スルヲ問ハス放火ノ罪トナシ十年ヨリ長カラサル徒刑ニ處ス火ノ發セシ時其場所ニ居合セシ一	埃及	第二百一	及伊太利	白耳義	英吉利	魯西亞	瑞典	印度	清	普魯士	地利
													放火律其故ニ人ノ空閑ノ房屋及ヒ甲場積聚ノ物ヲ燒ク者ハ各一等ヲ減ス並ニ(我第 四百七條ノ部ニ記載スル官民ノ房屋等ヲ燒者ニ並トスルナリ)燒ク所ノ物ヲ計テ價ヲ減ス犯人ノ財産ヲ盡シテ折坐シテ賠償官ニ還シ主ニ給ス			

獨逸	第二百一	埃及	第二百一	及伊太利	白耳義	英吉利	魯西亞	瑞典	印度	清	普魯士	地利
スル物件ニ於テハ其物質及ヒ其景況ニ因テ第八ヲ死刑ニ三百六條ノ處ス 一項ヨリ第三項ニ至ル 項ニ記シタル家屋及ヒ場所又ハ上ニ記シタル他人ニ屬スル物件ニ延燒セサルヲ得サル時ニ限ル可シ 若シ酌量輕減アルモ六月ノ禁獄ヨリ減少ス可ラス	人又ハ數人ノ焚死シタル時ハ其犯人ヲ死刑ニ處ス 第二百三條 地雷火ヲ發セシメ前數條ニ記シタル物件ヲ毀滅セシ著ハ前數條ノ差別ニ從ヒ火ヲ放テ之ヲ毀滅シタルト同一ノ刑ニ處ス											

日本 第四百六 條 火ヲ放テ山 林ノ竹木田 野ノ藪麥又 ハ露積シタ ル柴草竹木 其他ノ物件 ヲ燒燬シタ ル者ハ輕懲 役ニ處ス	佛蘭西 第四百三 十六條 五項 堆積 セシ藪又 ハ刈收セ シ穀類又 ハ堆積セ シ木材又 ハ商品及 ヒ其他ノ 品物ヲ積 セタルト 否トテ論 セス人ノ 乘リタル 列車ノ一 部ニ非サ ル車ニ故 意ヲ以テ 火ヲ放チ シ者ハ此 等ノ物已 ノ所有タ ラサル時 ハ有期ノ	埃及 第二百 條 已レテ所有 ニ屬セサル 建築ニ用フ ル木材或ハ 既ニ刈取シ タル穀類ニ 火ヲ放チシ 者又ハ商品 ヲ積ミタル ト否トテ問 ハス人ノ乘 リタル列車 ノ一部分ヲ 爲サ、ル車 ニ火ヲ放チ シ者ハ有期 ノ徒刑ニ處 ス 若シ己ノ所 有スル右ノ 諸物ニ火ヲ 放チ又ハ其 所有者ノ指 令ニ從ヒ右	伊太利 第五百十 二條 凡收獲シタ ル穀物或ハ 薪出シ積聚 シタル材木 ヲ燒ク者ハ 監役ニ處ス 若シ伐木ノ 未タ収集セ サル者ヲ燒 ク者ハ一年 ノ獄ニ處シ 五十「フラン ク」ヨリ五百 「フランク」 迄ノ罰金ヲ 命ス可シ 若シ收納物 若シシクハ材 木ノ主人ニ シテ不眞心 ニ因リ之ニ 放火スル者	英吉利 若シ田野ニ 茂生スル所 ノ藪麥樹草 他ノ者ノ森 林ニ放火ス ル者モ罪亦 以テ放火ス ル者ハ族權 同シ加シ未 タ燒燬ニ至 ラサル者ハ 及ヒ西比利 遠地ノ諸所 放流ニ處ス 若シ惡謀ノ 徒黨ハ斯ノ 如キ放火ヲ 爲シタルノ 場合又ハ乾 燥或ハ強風 ノ爲メニ火 災ノ甚タ強 ク傳播スル ヲ期セサル 可ラサルノ 時又ハ放火 ヲ謀リタル 森林ニ人民 家宅其他ノ	魯西亞 第六百 三條 若シ田野ニ 茂生スル所 ノ藪麥樹草 他ノ者ノ森 林ニ放火ス ル者モ罪亦 以テ放火ス ル者ハ族權 同シ加シ未 タ燒燬ニ至 ラサル者ハ 及ヒ西比利 遠地ノ諸所 放流ニ處ス 若シ惡謀ノ 徒黨ハ斯ノ 如キ放火ヲ 爲シタルノ 場合又ハ乾 燥或ハ強風 ノ爲メニ火 災ノ甚タ強 ク傳播スル ヲ期セサル 可ラサルノ 時又ハ放火 ヲ謀リタル 森林ニ人民 家宅其他ノ	瑞典 第六百 三條 若シ田野ニ 茂生スル所 ノ藪麥樹草 他ノ者ノ森 林ニ放火ス ル者モ罪亦 以テ放火ス ル者ハ族權 同シ加シ未 タ燒燬ニ至 ラサル者ハ 及ヒ西比利 遠地ノ諸所 放流ニ處ス 若シ惡謀ノ 徒黨ハ斯ノ 如キ放火ヲ 爲シタルノ 場合又ハ乾 燥或ハ強風 ノ爲メニ火 災ノ甚タ強 ク傳播スル ヲ期セサル 可ラサルノ 時又ハ放火 ヲ謀リタル 森林ニ人民 家宅其他ノ	印度 第六百 三條 若シ田野ニ 茂生スル所 ノ藪麥樹草 他ノ者ノ森 林ニ放火ス ル者モ罪亦 以テ放火ス ル者ハ族權 同シ加シ未 タ燒燬ニ至 ラサル者ハ 及ヒ西比利 遠地ノ諸所 放流ニ處ス 若シ惡謀ノ 徒黨ハ斯ノ 如キ放火ヲ 爲シタルノ 場合又ハ乾 燥或ハ強風 ノ爲メニ火 災ノ甚タ強 ク傳播スル ヲ期セサル 可ラサルノ 時又ハ放火 ヲ謀リタル 森林ニ人民 家宅其他ノ	清 第六百 三條 若シ田野ニ 茂生スル所 ノ藪麥樹草 他ノ者ノ森 林ニ放火ス ル者モ罪亦 以テ放火ス ル者ハ族權 同シ加シ未 タ燒燬ニ至 ラサル者ハ 及ヒ西比利 遠地ノ諸所 放流ニ處ス 若シ惡謀ノ 徒黨ハ斯ノ 如キ放火ヲ 爲シタルノ 場合又ハ乾 燥或ハ強風 ノ爲メニ火 災ノ甚タ強 ク傳播スル ヲ期セサル 可ラサルノ 時又ハ放火 ヲ謀リタル 森林ニ人民 家宅其他ノ	普魯士 第六百 三條 若シ田野ニ 茂生スル所 ノ藪麥樹草 他ノ者ノ森 林ニ放火ス ル者モ罪亦 以テ放火ス ル者ハ族權 同シ加シ未 タ燒燬ニ至 ラサル者ハ 及ヒ西比利 遠地ノ諸所 放流ニ處ス 若シ惡謀ノ 徒黨ハ斯ノ 如キ放火ヲ 爲シタルノ 場合又ハ乾 燥或ハ強風 ノ爲メニ火 災ノ甚タ強 ク傳播スル ヲ期セサル 可ラサルノ 時又ハ放火 ヲ謀リタル 森林ニ人民 家宅其他ノ	埃地 第六百 三條 若シ田野ニ 茂生スル所 ノ藪麥樹草 他ノ者ノ森 林ニ放火ス ル者モ罪亦 以テ放火ス ル者ハ族權 同シ加シ未 タ燒燬ニ至 ラサル者ハ 及ヒ西比利 遠地ノ諸所 放流ニ處ス 若シ惡謀ノ 徒黨ハ斯ノ 如キ放火ヲ 爲シタルノ 場合又ハ乾 燥或ハ強風 ノ爲メニ火 災ノ甚タ強 ク傳播スル ヲ期セサル 可ラサルノ 時又ハ放火 ヲ謀リタル 森林ニ人民 家宅其他ノ
---	---	--	--	--	---	--	--	---	---	--

佛蘭西 第四百三 十六條 五項 堆積 セシ藪又 ハ刈收セ シ穀類又 ハ堆積セ シ木材又 ハ商品及 ヒ其他ノ 品物ヲ積 セタルト 否トテ論 セス人ノ 乘リタル 列車ノ一 部ニ非サ ル車ニ故 意ヲ以テ 火ヲ放チ シ者ハ此 等ノ物已 ノ所有タ ラサル時 ハ有期ノ	埃及 第二百 條 已レテ所有 ニ屬セサル 建築ニ用フ ル木材或ハ 既ニ刈取シ タル穀類ニ 火ヲ放チシ 者又ハ商品 ヲ積ミタル ト否トテ問 ハス人ノ乘 リタル列車 ノ一部分ヲ 爲サ、ル車 ニ火ヲ放チ シ者ハ有期 ノ徒刑ニ處 ス 若シ己ノ所 有スル右ノ 諸物ニ火ヲ 放チ又ハ其 所有者ノ指 令ニ從ヒ右	伊太利 第五百十 二條 凡收獲シタ ル穀物或ハ 薪出シ積聚 シタル材木 ヲ燒ク者ハ 監役ニ處ス 若シ伐木ノ 未タ収集セ サル者ヲ燒 ク者ハ一年 ノ獄ニ處シ 五十「フラン ク」ヨリ五百 「フランク」 迄ノ罰金ヲ 命ス可シ 若シ收納物 若シシクハ材 木ノ主人ニ シテ不眞心 ニ因リ之ニ 放火スル者	英吉利 若シ田野ニ 茂生スル所 ノ藪麥樹草 他ノ者ノ森 林ニ放火ス ル者モ罪亦 以テ放火ス ル者ハ族權 同シ加シ未 タ燒燬ニ至 ラサル者ハ 及ヒ西比利 遠地ノ諸所 放流ニ處ス 若シ惡謀ノ 徒黨ハ斯ノ 如キ放火ヲ 爲シタルノ 場合又ハ乾 燥或ハ強風 ノ爲メニ火 災ノ甚タ強 ク傳播スル ヲ期セサル 可ラサルノ 時又ハ放火 ヲ謀リタル 森林ニ人民 家宅其他ノ	魯西亞 第六百 三條 若シ田野ニ 茂生スル所 ノ藪麥樹草 他ノ者ノ森 林ニ放火ス ル者モ罪亦 以テ放火ス ル者ハ族權 同シ加シ未 タ燒燬ニ至 ラサル者ハ 及ヒ西比利 遠地ノ諸所 放流ニ處ス 若シ惡謀ノ 徒黨ハ斯ノ 如キ放火ヲ 爲シタルノ 場合又ハ乾 燥或ハ強風 ノ爲メニ火 災ノ甚タ強 ク傳播スル ヲ期セサル 可ラサルノ 時又ハ放火 ヲ謀リタル 森林ニ人民 家宅其他ノ	瑞典 第六百 三條 若シ田野ニ 茂生スル所 ノ藪麥樹草 他ノ者ノ森 林ニ放火ス ル者モ罪亦 以テ放火ス ル者ハ族權 同シ加シ未 タ燒燬ニ至 ラサル者ハ 及ヒ西比利 遠地ノ諸所 放流ニ處ス 若シ惡謀ノ 徒黨ハ斯ノ 如キ放火ヲ 爲シタルノ 場合又ハ乾 燥或ハ強風 ノ爲メニ火 災ノ甚タ強 ク傳播スル ヲ期セサル 可ラサルノ 時又ハ放火 ヲ謀リタル 森林ニ人民 家宅其他ノ	印度 第六百 三條 若シ田野ニ 茂生スル所 ノ藪麥樹草 他ノ者ノ森 林ニ放火ス ル者モ罪亦 以テ放火ス ル者ハ族權 同シ加シ未 タ燒燬ニ至 ラサル者ハ 及ヒ西比利 遠地ノ諸所 放流ニ處ス 若シ惡謀ノ 徒黨ハ斯ノ 如キ放火ヲ 爲シタルノ 場合又ハ乾 燥或ハ強風 ノ爲メニ火 災ノ甚タ強 ク傳播スル ヲ期セサル 可ラサルノ 時又ハ放火 ヲ謀リタル 森林ニ人民 家宅其他ノ	清 第六百 三條 若シ田野ニ 茂生スル所 ノ藪麥樹草 他ノ者ノ森 林ニ放火ス ル者モ罪亦 以テ放火ス ル者ハ族權 同シ加シ未 タ燒燬ニ至 ラサル者ハ 及ヒ西比利 遠地ノ諸所 放流ニ處ス 若シ惡謀ノ 徒黨ハ斯ノ 如キ放火ヲ 爲シタルノ 場合又ハ乾 燥或ハ強風 ノ爲メニ火 災ノ甚タ強 ク傳播スル ヲ期セサル 可ラサルノ 時又ハ放火 ヲ謀リタル 森林ニ人民 家宅其他ノ	普魯士 第六百 三條 若シ田野ニ 茂生スル所 ノ藪麥樹草 他ノ者ノ森 林ニ放火ス ル者モ罪亦 以テ放火ス ル者ハ族權 同シ加シ未 タ燒燬ニ至 ラサル者ハ 及ヒ西比利 遠地ノ諸所 放流ニ處ス 若シ惡謀ノ 徒黨ハ斯ノ 如キ放火ヲ 爲シタルノ 場合又ハ乾 燥或ハ強風 ノ爲メニ火 災ノ甚タ強 ク傳播スル ヲ期セサル 可ラサルノ 時又ハ放火 ヲ謀リタル 森林ニ人民 家宅其他ノ	埃地 第六百 三條 若シ田野ニ 茂生スル所 ノ藪麥樹草 他ノ者ノ森 林ニ放火ス ル者モ罪亦 以テ放火ス ル者ハ族權 同シ加シ未 タ燒燬ニ至 ラサル者ハ 及ヒ西比利 遠地ノ諸所 放流ニ處ス 若シ惡謀ノ 徒黨ハ斯ノ 如キ放火ヲ 爲シタルノ 場合又ハ乾 燥或ハ強風 ノ爲メニ火 災ノ甚タ強 ク傳播スル ヲ期セサル 可ラサルノ 時又ハ放火 ヲ謀リタル 森林ニ人民 家宅其他ノ
---	--	--	--	---	--	--	---	---	--

日本 第四百九 條 火ヲ失シテ 人ノ家屋財 産ヲ燒燬シ タル者ハ二 圓以上二十 圓以下ノ罰 金ニ處ス	佛蘭西 第三百九 條 此等ノ罪ニ ヨリ三箇月 以上六箇月 以下ノ罰金 タル者ハ二 圓以上二十 圓以下ノ罰 金ニ處ス	獨逸 第三百九 條 此等ノ罪ニ ヨリ三箇月 以上六箇月 以下ノ罰金 タル者ハ二 圓以上二十 圓以下ノ罰 金ニ處ス	埃及 第三百二 十五條 此等ノ罪ニ ヨリ三箇月 以上六箇月 以下ノ罰金 タル者ハ二 圓以上二十 圓以下ノ罰 金ニ處ス	伊太利 第三百十 九條 此等ノ罪ニ ヨリ三箇月 以上六箇月 以下ノ罰金 タル者ハ二 圓以上二十 圓以下ノ罰 金ニ處ス	白耳義 第三百十 九條 此等ノ罪ニ ヨリ三箇月 以上六箇月 以下ノ罰金 タル者ハ二 圓以上二十 圓以下ノ罰 金ニ處ス	英吉利	魯西亞	瑞典	印度	清 失火律 凡ソ火ヲ失 シテ自己ノ 房屋ヲ燒ク 者ハ答五十 圓ヲ入倫ヲ 傷スルヲ致 ス者ハ杖一 百罪山テ失 火スル所ノ 人ヲ坐ス若 シ宗廟及ヒ 官闈ヲ燒燬 スル者ハ杖 社ハ一等ヲ 減ス 若シ山陵兆 域内ニ於テ 火ヲ失スル 者ハ杖八十 徒二年 林木ヲ燒燬 スル者ハ杖 一百流二千 里若シ官府	普魯士 第六十二 條 凡ソ火ヲ失 シテ自己ノ 房屋ヲ燒ク 者ハ答五十 圓ヲ入倫ヲ 傷スルヲ致 ス者ハ杖一 百罪山テ失 火スル所ノ 人ヲ坐ス若 シ宗廟及ヒ 官闈ヲ燒燬 スル者ハ杖 社ハ一等ヲ 減ス 若シ山陵兆 域内ニ於テ 火ヲ失スル 者ハ杖八十 徒二年 林木ヲ燒燬 スル者ハ杖 一百流二千 里若シ官府	奧地利
---	---	--	--	--	--	-----	-----	----	----	---	---	-----

六百九十二

獨逸 第四百九 條 火ヲ失シテ 人ノ家屋財 産ヲ燒燬シ タル者ハ二 圓以上二十 圓以下ノ罰 金ニ處ス	埃及 第三百二 十五條 此等ノ罪ニ ヨリ三箇月 以上六箇月 以下ノ罰金 タル者ハ二 圓以上二十 圓以下ノ罰 金ニ處ス	白耳義 第三百十 九條 此等ノ罪ニ ヨリ三箇月 以上六箇月 以下ノ罰金 タル者ハ二 圓以上二十 圓以下ノ罰 金ニ處ス	清 失火律 凡ソ火ヲ失 シテ自己ノ 房屋ヲ燒ク 者ハ答五十 圓ヲ入倫ヲ 傷スルヲ致 ス者ハ杖一 百罪山テ失 火スル所ノ 人ヲ坐ス若 シ宗廟及ヒ 官闈ヲ燒燬 スル者ハ杖 社ハ一等ヲ 減ス 若シ山陵兆 域内ニ於テ 火ヲ失スル 者ハ杖八十 徒二年 林木ヲ燒燬 スル者ハ杖 一百流二千 里若シ官府	普魯士 第六十二 條 凡ソ火ヲ失 シテ自己ノ 房屋ヲ燒ク 者ハ答五十 圓ヲ入倫ヲ 傷スルヲ致 ス者ハ杖一 百罪山テ失 火スル所ノ 人ヲ坐ス若 シ宗廟及ヒ 官闈ヲ燒燬 スル者ハ杖 社ハ一等ヲ 減ス 若シ山陵兆 域内ニ於テ 火ヲ失スル 者ハ杖八十 徒二年 林木ヲ燒燬 スル者ハ杖 一百流二千 里若シ官府	奧地利
---	--	--	---	---	-----

六百九十三

日本	第四百十條	火藥其他激發 品又ハ煤氣 井蒸氣罐ヲ 破製セシメ テ人ノ家屋 財產ヲ毀壞 シタル者ハ 其故意ニ出 ルト過失ト ヲ分チ放火 失火ノ例ニ 照シテ處斷 ス
佛蘭西	第三百十條	火藥或ハ其 他破製ス可 キ物件ヲ用 ヒテ物ノ全 部又其一部 ヲ破壞シタ ル者ハ放火 ト同シテ處 斷ス可シ
埃及		
伊太利		
白耳義	第五百二 十條	凡火藥破製 物等ヲ用テ 人ノ居住ス ル房屋ニ於 テ發製セシ メ因テ人ヲ 損害シ其生 命ヲ危險ナ ラシムル者 ハ重罪ニ坐 シ終身ノ徒 刑ニ處シ如 罪ニ處シ如 各其罪ヲ科 ス可シ
英吉利		凡火藥破製 物等ヲ用テ 人ノ居住ス ル房屋ニ於 テ發製セシ メ因テ人ヲ 損害シ其生 命ヲ危險ナ ラシムル者 ハ重罪ニ坐 シ終身ノ徒 刑ニ處シ如 罪ニ處シ如 各其罪ヲ科 ス可シ
魯西亞		凡火藥破製 物等ヲ用テ 人ノ居住ス ル房屋ニ於 テ發製セシ メ因テ人ヲ 損害シ其生 命ヲ危險ナ ラシムル者 ハ重罪ニ坐 シ終身ノ徒 刑ニ處シ如 罪ニ處シ如 各其罪ヲ科 ス可シ
瑞典		凡火藥破製 物等ヲ用テ 人ノ居住ス ル房屋ニ於 テ發製セシ メ因テ人ヲ 損害シ其生 命ヲ危險ナ ラシムル者 ハ重罪ニ坐 シ終身ノ徒 刑ニ處シ如 罪ニ處シ如 各其罪ヲ科 ス可シ
印度		凡火藥破製 物等ヲ用テ 人ノ居住ス ル房屋ニ於 テ發製セシ メ因テ人ヲ 損害シ其生 命ヲ危險ナ ラシムル者 ハ重罪ニ坐 シ終身ノ徒 刑ニ處シ如 罪ニ處シ如 各其罪ヲ科 ス可シ
清	第四百三 十二條	工律盜決河 防 水ヲ潰シ又 凡盜テ河防 ハ公同ノ水 ヲ決シ人家 ヲ毀壞シ及 ケ因テ損害 ヲ生シテ損 害罪ヲ犯ス 者ハ五年ニ 止ル各權ノ 入獄若クハ 贖金ニ處シ 又ハ入獄贖 金ヲ兩用シ テ之ヲ罰ス 可シ
普魯士		工律盜決河 防 水ヲ潰シ又 凡盜テ河防 ハ公同ノ水 ヲ決シ人家 ヲ毀壞シ及 ケ因テ損害 ヲ生シテ損 害罪ヲ犯ス 者ハ五年ニ 止ル各權ノ 入獄若クハ 贖金ニ處シ 又ハ入獄贖 金ヲ兩用シ テ之ヲ罰ス 可シ
埃地利		工律盜決河 防 水ヲ潰シ又 凡盜テ河防 ハ公同ノ水 ヲ決シ人家 ヲ毀壞シ及 ケ因テ損害 ヲ生シテ損 害罪ヲ犯ス 者ハ五年ニ 止ル各權ノ 入獄若クハ 贖金ニ處シ 又ハ入獄贖 金ヲ兩用シ テ之ヲ罰ス 可シ

決水ノ罪

日本	第四百十 一條	堤防ヲ決潰 シ又ハ水閘 ヲ毀壞シテ 人ノ住居シ タル家屋ヲ 漂失シタル 者ハ無期徒刑 刑ニ處ス 若シ人ノ住 居セサル家 屋其他ノ建 造物ヲ漂失 シタル者ハ 重懲役ニ處 ス
佛蘭西	第四百五 十七條	土地ノ所有 者或ハ借主 又ハ水車製 造所池沼ノ 所有者當然 ノ權利アル 者ノ限定シ タル高サ以 上ニ疏水ノ 路ヲ造リテ 居セサル家 屋其他ノ建 造路或ハ他 人ノ所有ス ル地ニ其水 ヲ流溢セシ メシ時ハ損 失價高ノ四 分一ヨリ不 少五十「フ ランク」ヨ リ不多罰金 ノ言渡ヲ受 ク可シ 若シ此水ノ
獨逸	第三百十 二條	故ラニ大水 ヲ起シ(堤防 水閘等)因 テ一人或ハ 數人ノ生命 ニ危險トナ ル可キ害ヲ 生シタルモ ノハ三年ヨ リ不短徒刑 ニ處シ若シ 其大水ニ因 テ人ヲ死ニ 致シタルハ 八十年ヨリ 不短徒刑又 ハ無期ノ徒 刑ニ處ス
埃及		
伊太利		
白耳義		
英吉利		
魯西亞		
瑞典		
印度		
清	第四百三 十二條	工律盜決河 防 水ヲ潰シ又 凡盜テ河防 ハ公同ノ水 ヲ決シ人家 ヲ毀壞シ及 ケ因テ損害 ヲ生シテ損 害罪ヲ犯ス 者ハ五年ニ 止ル各權ノ 入獄若クハ 贖金ニ處シ 又ハ入獄贖 金ヲ兩用シ テ之ヲ罰ス 可シ
普魯士		工律盜決河 防 水ヲ潰シ又 凡盜テ河防 ハ公同ノ水 ヲ決シ人家 ヲ毀壞シ及 ケ因テ損害 ヲ生シテ損 害罪ヲ犯ス 者ハ五年ニ 止ル各權ノ 入獄若クハ 贖金ニ處シ 又ハ入獄贖 金ヲ兩用シ テ之ヲ罰ス 可シ
埃地利		工律盜決河 防 水ヲ潰シ又 凡盜テ河防 ハ公同ノ水 ヲ決シ人家 ヲ毀壞シ及 ケ因テ損害 ヲ生シテ損 害罪ヲ犯ス 者ハ五年ニ 止ル各權ノ 入獄若クハ 贖金ニ處シ 又ハ入獄贖 金ヲ兩用シ テ之ヲ罰ス 可シ

佛蘭西二
 流溢セシニ
 因リ毀壞シ
 タル時ハ其
 犯人罰金ノ
 外六日ヨリ
 不少一月ヨ
 リ不多禁錮
 ノ刑ニ處ス

日本	第四百十 二條 堤防ヲ決潰 シ水開ヲ毀 壞シテ田圃 臨坑牧場等 ヲ荒廢シタ ル者ハ輕懲 役ニ處ス	佛蘭西		緬甸	第三百十 三條 故ラニ大水 ヲ起シ因テ 所有地ノ爲 メ一假危難 トナル可キ 害ヲ生シタ ルハ徒刑 ニ處ス	埃及	第三百二 十三條 水車製造所 池沼ノ所有 者或ハ借主 其水ノ疏水 路ヲ規則ニ 定メタルヨ リ更ニ他ノ 形狀ニ造リ 直シ他人ニ 屬スル堤防 ヲ起シタル 犯人只自己 ノ地ヲ保護 スルノ意ニ テ他ノ意ナ ク之ヲ犯シ タルハ一 月ヨリ不短 禁錮ニ處ス	伊太利		白耳義	第五百四 十七條 凡不眞心ヲ 以テ礦場ノ 全部又ハ一 部ニ水ヲ入 ル、者八十 年ヨリ十五 年迄ノ懲役 ニ處ス	英吉利		魯西亞	第六百 十七條 或ル所爲ヲ 以テ故ラニ 爲シタル沈 没ニ就キ其 罰ハ左ノ主 義ヲ以テ確 定ス	瑞典		印度		清	工律盜決河 防 凡ソ盜テ河 防ヲ決スル 者ハ杖八十 盜テ圩岸破 塘ヲ決スル 者ハ杖八十 故ラニ圩岸 破塘ヲ決ス ルハ二等ヲ 減ス	普魯士		埃地利	
----	--	-----	--	----	---	----	---	-----	--	-----	---	-----	--	-----	--	----	--	----	--	---	---	-----	--	-----	--

埃及二	白耳義二	白耳義三	魯西亞二	魯西亞三	魯西亞四	魯西亞五
ヲ以テ洪水ヲ起サシメタル者ハ無期ノ徒刑ニ處ス	罪ヲ科スルヲアル可シ 第五百四十九條 凡不其心ヲ以テ他人ノ田地ニ水ヲ入ル、者ハ罰金ヲ命ス 可シ 二十六「フ」ヲ毀損スルヲ致スモ、ハ罰金ノ外、尚ホ八日ヨリ一月迄ノ獄ニ處ス可シ 第五百五十一條	道路ニ水ヲ入ル、者ハ五十「フ」ヲ罰金ヲ命ス 三十一條ノ刑ヲ及ビ此刑法第五等ニ依テ西比利住所ノ放流或ハ懲囚隊内ノ編入又ハ只八箇月ヨリ不少一年處ス 若シ又其罪人ハ斯ノ如キ犯罪ヲ爲スニ方テ他ノ者ノ財產ヲ竊取スルノ目的ヲ有スルハ族權全部ノ剝奪及西比利諸所ノ放流ヲ命ス	ハ身体及ヒ族位ニ屬シタル特權全部ノ剝奪及此刑法第三十一條ノ刑ヲ及ビ此刑法第五等ニ依テ西比利住所ノ放流或ハ懲囚隊内ノ編入又ハ只八箇月ヨリ不少一年處ス 若シ又其罪人ハ斯ノ如キ犯罪ヲ爲スニ方テ他ノ者ノ財產ヲ竊取スルノ目的ヲ有スルハ族權全部ノ剝奪及西比利諸所ノ放流ヲ命ス	ハ身体及ヒ族位ニ屬シタル特權全部ノ剝奪及此刑法第三十一條ノ刑ヲ及ビ此刑法第五等ニ依テ西比利住所ノ放流或ハ懲囚隊内ノ編入又ハ只八箇月ヨリ不少一年處ス 若シ又其罪人ハ斯ノ如キ犯罪ヲ爲スニ方テ他ノ者ノ財產ヲ竊取スルノ目的ヲ有スルハ族權全部ノ剝奪及西比利諸所ノ放流ヲ命ス	ハ身体及ヒ族位ニ屬シタル特權全部ノ剝奪及此刑法第三十一條ノ刑ヲ及ビ此刑法第五等ニ依テ西比利住所ノ放流或ハ懲囚隊内ノ編入又ハ只八箇月ヨリ不少一年處ス 若シ又其罪人ハ斯ノ如キ犯罪ヲ爲スニ方テ他ノ者ノ財產ヲ竊取スルノ目的ヲ有スルハ族權全部ノ剝奪及西比利諸所ノ放流ヲ命ス	ハ身体及ヒ族位ニ屬シタル特權全部ノ剝奪及此刑法第三十一條ノ刑ヲ及ビ此刑法第五等ニ依テ西比利住所ノ放流或ハ懲囚隊内ノ編入又ハ只八箇月ヨリ不少一年處ス 若シ又其罪人ハ斯ノ如キ犯罪ヲ爲スニ方テ他ノ者ノ財產ヲ竊取スルノ目的ヲ有スルハ族權全部ノ剝奪及西比利諸所ノ放流ヲ命ス

日本	佛蘭西	獨逸	埃及	伊太利	白耳義	英吉利	魯西亞	瑞典	印度	清	普魯士	埃地利
第四百十四條 過失ニ因テ水害ヲ起シタル者ハ失火ノ例ニ照シテ處斷ス							第四百六十二條 縱令普法ノ故意ナシト雖モ法律ニ於テ定メタル戒慎ノ規則ヲ犯シテ以テ沈没セシムル者ハ斯ノ如キ犯罪ノ輕重及ヒ事ノ情實ニ依リ二箇月ヨリ不少四箇月ヨリ不多禁錮或ハ七日ヨリ不少三週間ヨリ不多拘留又ハ五百「ルーブル」以下ノ贖金ニ處ス 若シ斯ノ如					

獨逸一	三條及ヒ三 百十五條三 百二十一條 ヨリ三百二 十四條ニ至 ル條ニ記シ タル者ハ徒 刑ノ外仍ホ 政府ノ監察 ニ付ス	獨逸二	ルトハ三年 ヨリ不長禁 獄ニ處ス	魯西亞二	船ヲ沈没セ シムルノ案 針役ハ此刑 法第千六百 十九條ニ確 定シタル罰 ニ處ス	魯西亞三	蒙ラシムル 船ノ役夫 ハ故意ヲ以 テ船ヲ沈 没セシムル ニ就キ此刑 法第千六百 十七條及第 千六百十九 條ニ確定シ タル罰ノ重 キモノニ處 ス	魯西亞四	船ノ破壞ス ルハ同上 ノ罰ニ處ス	印度一	運賃ヲ取り 知リナカラ 又ハ怠慢人 ノ生命ヲ危 フスヘキ積 載過重或ハ 不堅固ノ船 ヲ以テ人ヲ 運フ者ハ六 箇月ニ止ル 各種ノ入獄 若クハ一千 「リユーピ 」ニ過サ ル罰金ニ處 シ又ハ入獄 罰金ヲ兩用 シテ之ヲ罰 ス可シ	印度二	壞シ又ハ危 險ナラシム ルヲ圖リ或 ハ破壞シ又 ハ危險ナラ シムルニ至 ル可キヲ知 テ之ニ對シ テ損害罪ヲ犯 ス者ハ十年 ニ止ル各種 ノ入獄ニ處 シ且ツ罰金 ヲ科ス可シ												
獨逸三	第三十二 十六條 三百二十一 條ヨリ三百 二十四條ニ 至ル條ニ記 列シタル罪 ヲ忽忽觸意 ニヨリテ犯 シ因テ損害 ヲ生シタル 片ハ一年ヨ リ不長禁獄 ニ處シ人ヲ 死ニ致シタ ル者ハ三年	魯西亞二	船ヲ沈没セ シムルノ案 針役ハ此刑 法第千六百 十九條ニ確 定シタル罰 ニ處ス	魯西亞三	蒙ラシムル 船ノ役夫 ハ故意ヲ以 テ船ヲ沈 没セシムル ニ就キ此刑 法第千六百 十七條及第 千六百十九 條ニ確定シ タル罰ノ重 キモノニ處 ス	魯西亞四	船ノ破壞ス ルハ同上 ノ罰ニ處ス	印度一	運賃ヲ取り 知リナカラ 又ハ怠慢人 ノ生命ヲ危 フスヘキ積 載過重或ハ 不堅固ノ船 ヲ以テ人ヲ 運フ者ハ六 箇月ニ止ル 各種ノ入獄 若クハ一千 「リユーピ 」ニ過サ ル罰金ニ處 シ又ハ入獄 罰金ヲ兩用 シテ之ヲ罰 ス可シ	印度二	壞シ又ハ危 險ナラシム ルヲ圖リ或 ハ破壞シ又 ハ危險ナラ シムルニ至 ル可キヲ知 テ之ニ對シ テ損害罪ヲ犯 ス者ハ十年 ニ止ル各種 ノ入獄ニ處 シ且ツ罰金 ヲ科ス可シ														
日本	第四百十 六條 前條ノ所爲 ヲ以テ人ヲ 乗載セサル 船舶ヲ没没 シタル者ハ 輕懲役ニ處 ス	佛蘭西		獨逸		埃及		伊太利		白耳義		英吉利		魯西亞	第四百十 九條 船舶或ハ居 住ノ家宅又 ハ總テ人ノ 在リシ場處 ヲ故意ニ沈 没スルノ罪 人ハ族權全 部ノ剝奪及 ヒ八年ヨリ 不少十年ヨ リ不多城塞 懲役ニ處ス 若シ又全部 會政ハ全村 邑ヲ沈没ス ル爲メニ故 意ヲ以テ水 ノ溢流ヲ企 テタルトハ 族權全部ノ 剝奪及ヒ十 五年ヨリ不 少二十年ヨ	瑞典		印度		清		普魯士		奧地利	

日本	第四百十 六條 前條ノ所爲 ヲ以テ人ヲ 乗載セサル 船舶ヲ没没 シタル者ハ 輕懲役ニ處 ス	佛蘭西		獨逸		埃及		伊太利		白耳義		英吉利		魯西亞	第四百十 九條 船舶或ハ居 住ノ家宅又 ハ總テ人ノ 在リシ場處 ヲ故意ニ沈 没スルノ罪 人ハ族權全 部ノ剝奪及 ヒ八年ヨリ 不少十年ヨ リ不多城塞 懲役ニ處ス 若シ又全部 會政ハ全村 邑ヲ沈没ス ル爲メニ故 意ヲ以テ水 ノ溢流ヲ企 テタルトハ 族權全部ノ 剝奪及ヒ十 五年ヨリ不 少二十年ヨ	瑞典		印度		清		普魯士		奧地利	
----	---	-----	--	----	--	----	--	-----	--	-----	--	-----	--	-----	---	----	--	----	--	---	--	-----	--	-----	--

日本二	日本三	日本四	日本五	佛蘭西二	佛蘭西三	佛蘭西四	佛蘭西五	佛蘭西六	獨逸二	獨逸三	獨逸四	伊太利二
火ヲ發ス 可キ物品 ヲ貯藏シ タル者 三官許ヲ得 スシテ烟 火ヲ製造 シ又ハ販 賣シタル 者 四人密 ノ場所ニ 於テ瀝リ ニ烟火其 他火器ヲ 玩ヒタル 者 五器電機 其他烟筒 火器ヲ建 造修理シ 及ヒ掃除 スル規則 ニ違背シ タル者	六官署ノ督 促ヲ受ケ テ崩壊セ タル者 家屋牆壁 ノ修理ヲ 爲ササル 者 七官許ヲ得 スシテ死 スル者 屍ヲ解剖 シタル者 八自己ノ所 有地内ニ 死屍アル ヲ知テ 官署ニ申 告セス又 ハ他所ニ 移シタル 者 九人ヲ毆打 シテ創傷 疾病ニ至 ラサル者	十密ニ資 ヲ爲シ又 ハ其謀合 容止ヲ爲 シタル者 十一人ノ住 居セサル 家屋内ニ 潜伏シタ ル者 十二定期 ル住居ナ ク平常營 生ノ産業 ナクシテ 諸方ニ排 徊スル者 十三官許 ノ葬地外 ニ於テ私 ニ埋葬シ タル者 十四遺體 ノ犯人ヲ 曲庇スル 者	爲メ偽証 シタル者 但被告ノ 爲メ偽証 メ刑ヲ免 テ法律ニ テ於テハ 合ニ於テ 犯人ノ誣 ノ罪ヲ犯 シニ因リ 判所ニ徵 セシ物品 ハ其罪ヲ スニ用ヒ ハ用ヒント 爲シタル 物品等ヲ 沒收スル ヲ旨ニス 可キ 第四百七 十一條 第一火ヲ テ可キ 險製造 ノ命ヲ捕	所ヲ修理 シ又ハ掃 除スルヲ 怠リシ 者 第二別段 アリシ地 ニ於テ烟 火ヲ弄ス ルノ禁ヲ シタル者 判所ニ徵 セシ物品 ハ其罪ヲ スニ用ヒ ハ用ヒント 爲シタル 物品等ヲ 沒收スル ヲ旨ニス 可キ 第四百七 十一條 第一火ヲ テ可キ 險製造 ノ命ヲ捕	スルヲ 怠リシ 者 其罪ヲ ハ其罪ヲ スニ用ヒ ハ用ヒント 爲シタル 物品等ヲ 沒收スル ヲ旨ニス 可キ 第四百七 十一條 第一火ヲ テ可キ 險製造 ノ命ヲ捕	十三條 又烟火ヲ 弄シタル 者ハ ハ其罪ヲ スニ用ヒ ハ用ヒント 爲シタル 物品等ヲ 沒收スル ヲ旨ニス 可キ 第四百七 十一條 第一火ヲ テ可キ 險製造 ノ命ヲ捕	ル時ハ三日 留ニ處ス 可シ 第二項 自 己ノ職業 外 ニシテ内 又ハ官署 ノ禁ニ背 キ 武器及ヒ 藥ヲ集メ タル者 第三百六 十八條 左ノ件々 ニ 於テハ二十 七日 左ノ件々 第四項 相 當ノ官許 ナ クシテ火 及ヒ其他 動物及ヒ 烟火製造 タル者 第五項 毒 物火藥及 其他動物 及ヒ烟火 ヲ 收シタル 者	運送シ又 其突ヲ時 捕 物件並ニ 製造又ハ ノ製造又 ハ 小賣等ニ 付 キタル規 則 ニ背キ從 ハ サル者 第三百六 十八條 左ノ件々 ニ 於テハ二十 七日 左ノ件々 第四項 相 當ノ官許 ナ クシテ火 及ヒ其他 動物及ヒ 烟火製造 タル者 第五項 毒 物火藥及 其他動物 及ヒ烟火 ヲ 收シタル 者	ルハ日ヲ 以テシ而 シテ五級 八月ヲ以 テ其期ヲ 算ス			
日本 第四百二 十六條	佛蘭西 第四百七 十五條	獨逸 第三百六 十六條	埃及 及 伊太利	白耳義 第五百五 十九條	英吉利	魯西亞	瑞典	印度	清	普魯士	埃地利	
左ノ諸件ヲ 犯シタル者 ハ二日以上 五日以下ノ 拘留ニ處シ 又ハ五十錢 以上一圓五 十錢以下ノ 料料ニ處ス 一人家ノ近 傍又ハ山 林田野ニ 於テ瀝リ ニ火ヲ焚 ク者 ニ水火其他 ノ變ニ際 シ官吏ヨ リ防禦ス 可キノ求 メテ受ケ 傍觀シテ 之ヲ背セ	第七項、狂 者又ハ猛獸 ヲ放チタル 者 其管守人又 ハ人ニ對シ テ傷害ヲ加 フルヲナシ ト雖也行人 ニ犬ヲ噬シ タル者又ハ 其犬ノ行人 ヲ襲ヒ又ハ 於テハ五十 「ターレル」 メサル者 此等ノ者ハ 六「フラン ク」ヨリ不 少十「フラ ンク」ヨリ メテ受ケ 傍觀シテ 之ヲ背セ	左ノ件々ニ 於テハ二十 「ターレル」 ヨリ不多罰 金又ハ十五 日ヨリ不長 拘留ニ處 ス 第三百六 十七條 左ノ件々ニ 於テハ五十 「ターレル」 ヨリ不多罰 金又ハ拘留 ニ處ス		凡ソ左ノ違 警ハ皆ナシ 「フランク」 ヨリ二十 「フランク」 メテノ罰金 ヲ命ス可 シ 第二 痴人 瘋癲人ヲ放 チ又ハ猛獸 ヲ逸セシメ 又ハ車及ヒ 騎負機ノ用 ヒタル獸ノ 方向ヲ誤リ 又ハ非常ニ 其負荷ヲ重 クシ依テ他 人ノ獸畜ヲ 殺シ若クハ 重創ヲ被ラ シムル者								

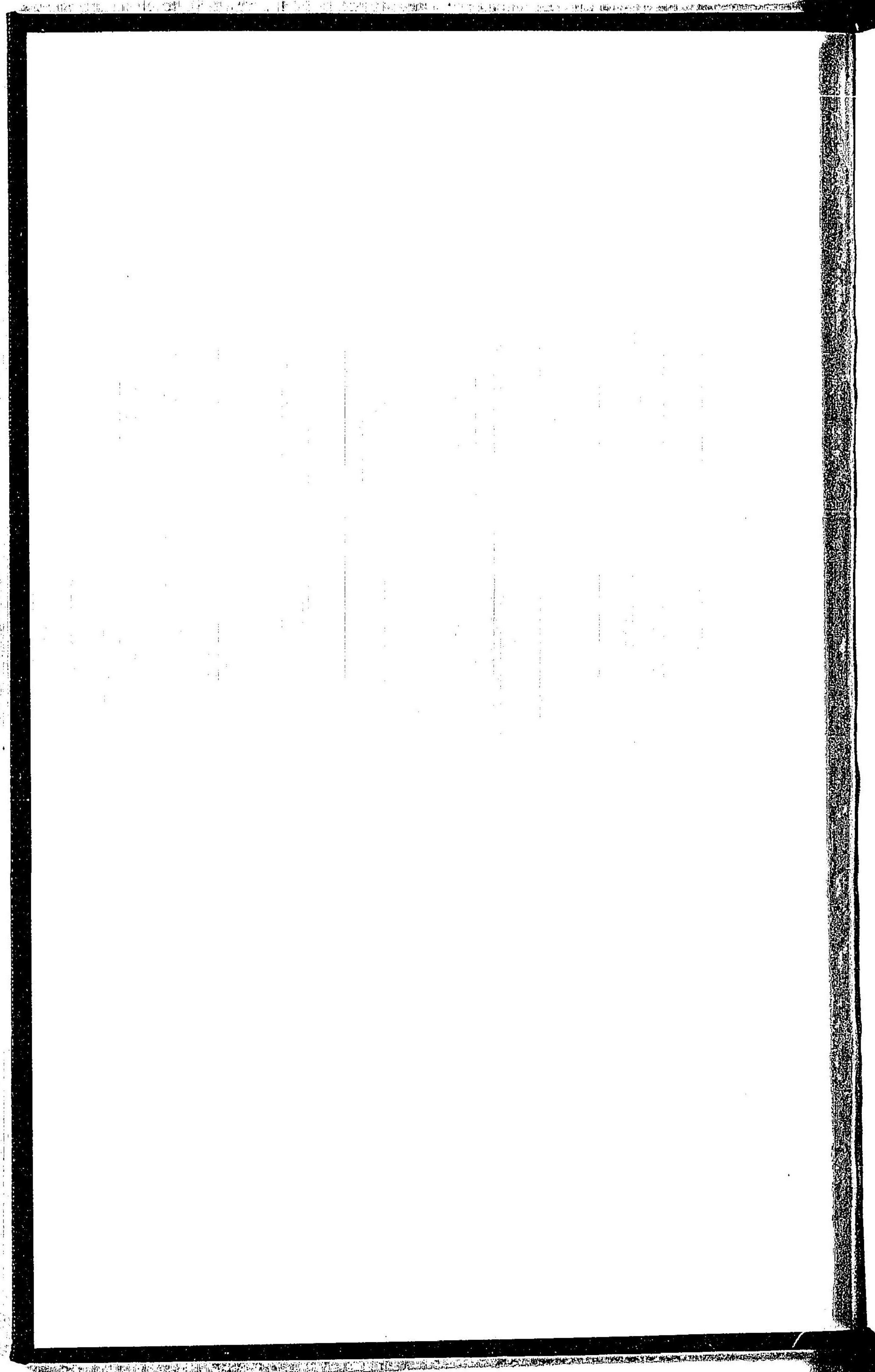
日本	第四百二 十七條	佛蘭西	第四百七 十九條	獨逸	第三百六 十六條	埃及		伊太利		白耳義	第五百六 十三條	英吉利		魯西亞		瑞典		印度		清		普魯士		埃地利	
	左ノ事件ヲ 犯シタル者 ハ一日以上 三日以下ノ 拘留ニ處シ 又ハ二十錢 以上一圓二 十五錢以下 ノ科料ニ處 ス		第二項 狂 者或ハ猛獸 ヲ放チ又ハ 車ヲ挽キ物 ヲ載セ、騎 行ノ用ニ供 スル獸類ノ 進歩ノ速ナ ルニ過キ又 ハ其獸類ヲ シテ惡キ方 向ニ至ラシ メ又ハ其獸 類ニ過多ノ 物ヲ積載シ テ他人ニ屬 スル獸類ヲ 殺シ又ハ傷 ケタル者 ケタル者 第十四條 第十九條 第二項ト		左ノ事件々ニ 於テハ二十 「タール」 ヨリ不多罰 金又ハ十五 日ヨリ不長 拘留ニ處 ス																				
	一 濫リニ車 馬ヲ疾驅 シテ行人 ノ妨害ヲ 爲シタル 者 二 制止ヲ背 セシメテ 人ノ群衆 ヲ散ラシ メタル者 三 車馬 ヲ牽キタ ル者		ハ其獸類ヲ シテ惡キ方 向ニ至ラシ メ又ハ其獸 類ニ過多ノ 物ヲ積載シ テ他人ニ屬 スル獸類ヲ 殺シ又ハ傷 ケタル者 ケタル者 第十四條 第十九條 第二項ト		府及ヒ邑内 ニテ乘馬及 ヒ馬車ニテ 巡回スルニ 過度ニ馳セ タル者又ハ 都府及ヒ邑 内ノ市街公 集所ニ於テ 騎行ニ供ス ル馬及ヒ乘 馬ヲ馴スラ 以一般ニ安 寧ヲ危フシ ル者																				


日本二	日本三	日本四	獨逸二	獨逸三	獨逸四	白耳義二	白耳義三	白耳義四
サル者 三不熟ノ菓 物又ハ腐 敗シタル 飲食物ヲ 販賣シタ ル者 四 健康ヲ保 護スル爲 メ設ケタ ル規則又 ハ傳染病 ノ預防規 則ニ違背シ タル者 五 八ノ通行 ノ可キ場 所ニアル 危險ノ井 溝其他凶 所ニ蓋又 ハ防圍ヲ 爲サ、ル 者 六 路上ニ於 テ	テ犬其他 ノ獸類ヲ 嘯シ又ハ 驚逸セシ メタル者 七 發狂人ノ 看守ヲ忘 リ路上ニ 徘徊セシ メタル者 八 狂犬猛獸 等ノ緊鎖 ヲ怠リ路 上ニ放チ タル者 九 變死人ノ 檢視ヲ受 ケスシテ 埋葬シタ ル者 十 暴行及 路上ノ神 佛ヲ毀損 シ又ハ汚 濁シタル	十一 神祠佛 堂其他公 ノ建造物 ヲ汚損シ タル者 十二 公然人 ヲ罵詈 弄シタル 者但テ罪 ヲ論ス 十三 公然人 ノ侮辱シ タル者 十四 公然人 ノ侮辱シ タル者 十五 公然人 ノ侮辱シ タル者 十六 公然人 ノ侮辱シ タル者 十七 公然人 ノ侮辱シ タル者 十八 公然人 ノ侮辱シ タル者 十九 公然人 ノ侮辱シ タル者 二十 公然人 ノ侮辱シ タル者	タル死骸ノ 一部ヲ棄リ ニ奪フタル 者 第六項 人 爲メ井戸、 窟穴、溝渠、 凹凹ヲ蓋ハ ス又ハ番人 ヲ附ケサル 者 第七項 偽 造廢敗シタ ル飯料又ハ 食物小虫 ノ汚染ニシ テ「タール」 ノ筋ニ生ス ル虫ノ生 シタル肉ヲ 小賣又ハ販 賣シタル 者 第十二項 道路市街公 集公衆場庭 御家屋又ハ	一般ノ往來 ノ可キ場所 ニ於テ人ノ 害ヲ生スル 爲メ井戸、 窟穴、溝渠、 凹凹ヲ蓋ハ ス又ハ番人 ヲ附ケサル 者 第三百六 十八條 左ノ事件々 於テハ二十 「タール」 ヨリ不多罰 金又ハ十五 日ヨリ不長 拘留ニ處 ス 第六項 森 林草野ニ於 テ危キ害ヲ 生ス可キ物 又ハ建物又	ハ火ヲ受ク 可キ物件ニ テ危難ヲ生 ス可キ近所 ニテ火ヲ點 シタル者 第五百六 十一條 凡ソ左ノ違 反モ十「フ ランク」ヨ リ二十「フ ランク」マ テノ罰金ヲ 命シ一日ヨ リ五日マテ ノ獄ニ處ス 可ク或ハ只 可ク或ハ只 此「フ」科 可シ 第二 廢敗 セル飲食物 ヲ販賣若ク ハ展陳スル 者 第三 第五 百條第一 段ニ載ル不 良ノ罪狀ナ ク變質物ノ 飲食物ヲ販 賣シタル者	賣若クハ展 陳スル者 ル「フ」アル 可シ但シ獄 ハ五日ヲ超 ス可ラス 第五百六十 一條ノ再犯 ニ在テハ罰 金ノ外尙ホ ノ獄ニ處ス 可ク或ハ只 院若クハ救 済院ヲ用ニ 充ツ可シ又 日ニ止ル可 シ 第五 第五 百條第一 段ニ載ル不 良ノ罪狀ナ ク變質物ノ 飲食物ヲ販 賣シタル者	ホ獄ヲ科ス ル「フ」アル 可シ但シ獄 ハ五日ヲ超 ス可ラス 第五百六十 一條ノ再犯 ニ在テハ罰 金ノ外尙ホ ノ獄ニ處ス 可ク或ハ只 院若クハ救 済院ヲ用ニ 充ツ可シ又 日ニ止ル可 シ 第五 第五 百條第一 段ニ載ル不 良ノ罪狀ナ ク變質物ノ 飲食物ヲ販 賣シタル者	

日本	第四百二十九條 左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ五錢以下ノ科料ニ處ス 一 橋梁又ハ堤防ノ害ト爲ル可キ場所ニ舟筏ヲ繫キタル者 二 牛馬諸車其他物件ヲ道路ニ横タヘ又ハ木石薪炭等ヲ堆積シテ行人ノ妨害ヲ爲シタル者 三 車馬ヲ並	佛蘭西	獨逸	埃及	及伊太利	白耳義	英吉利	魯西亞	瑞典	印度	清	普魯士	埃地利
						第五百六十一條 凡ソ左ノ違 警モ十「フ ランク」ヨ リ二十「フ ランク」マ テノ罰金ヲ 命シ一日ヨ リ五日マテ ノ獄ニ處ス 可ク或ハ唯 此一「科 ス 第一項 夜 中物音ヲ爲 シ民間ヲ騒 擾シ安息ヲ 妨クル者							

日本二	日本三	日本四	日本五
ハ路ヲ行 人ノ妨害 ヲ爲シタル者 四水路ニ於 テ舟ヲ並 ヘ通船ノ 妨害ヲ爲 シタル者 五氷雪塵芥 等ヲ路上 ニ投棄シ タル者 六官署ノ楯 促ヲ受ケ テ道路ノ 掃除ヲ爲 サ、ル者 七制止ヲ肯 セスシテ 路上ニ遊 戯ヲ爲シ 行人ノ妨 害ヲ爲シ タル者	八牛馬ヲ牽 キ又ハ繫 ク「フ」ヲ忽 カセニシ テ行人ノ 妨害ヲ爲 シタル者 九出入ヲ禁 止シタル 場所ニ濫 リニ出入 シタル者 十通行禁止 ノ標示ヲ 犯シテ通 行シタル 者 十一道路ニ 於テ放歌 高聲ヲ發 シテ制止 ヲ肯セサ ル者 十二路面上 ニ	喧嘩シ又 ハ醉臥シ タル者 十三路上ノ 常燈ヲ消 シタル者 十四人家ノ 船壁ニ貼 紙及ヒ樂 書シタル 者 十五邸宅ノ 番號標札 招牌又ハ 貸家賃家 ノ貼紙其 他報告ノ 榜標等ヲ 毀損シタル者 十六他人ノ 田野園圃 ニ於テ菜 葉ヲ採食 シ又ハ花	弁ヲ折採 シタル者 十七公園ノ 規則ヲ犯 シタル者 十八道路ナ キ他人ノ 田畝ヲ通 行シ又ハ 牛馬ヲ牽 入レタル 者

9773





禁電子式複写

035930-000-1

CZ-711-010

刑法表

司法省

M16

BBP-0528



